

# 教育委員会月報



文部科学省

特集

## 今年度の重要施策と課題

● 初等中等教育局／総合教育政策局／大臣官房文教施設企画・防災部  
● ／大臣官房国際課・国際統括官／スポーツ庁／文化庁

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

三重県教育委員会／岐阜県教育委員会

Series 学校における働き方改革

石川県教育委員会

お知らせ ▶ 教育委員会関係事業の開催予定について



2022年4月16日発行 第74巻1号

2022 April



## 特集

### 今年度の重要施策と課題

初等中等教育局..... 1

総合教育政策局..... 9

大臣官房文教施設企画・防災部 ..... 19  
安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

大臣官房国際課・国際統括官 ..... 27

スポーツ庁 ..... 33  
「感動していただけるスポーツ界」の実現に向けて  
～第3期スポーツ基本計画の施行にあたり～

文化庁 ..... 43

## Series 地方発! 我が教育委員会の取組

三重県における外国人児童生徒教育について  
～コロナ禍におけるオンライン日本語教育と今後の展開～  
三重県教育委員会..... 59

岐阜県におけるICT環境整備とその活用  
～「ふるさと教育」の探究的な学びから“未来を創る学び”へ～  
岐阜県教育委員会..... 63

## Series 学校における働き方改革

石川県における教職員の多忙化改善に向けた  
これまでの取組(H29-R2)と今後について  
石川県教育委員会..... 68

お知らせ ▶ 教育委員会関係事業の開催予定について ..... 72

# 初等中等教育局

## 1

### 学校における感染症対策及び 児童生徒の学びの保障

学校は、「学習機会と学力」や「全人的な発達」を保障する役割を持ち、子供たちの居場所やセーフティネットとして、身体的・精神的な健康を保障する福祉的役割も担うことなどから、新型コロナウイルス感染症対策と、児童生徒の健やかな学びの保障を両立することが重要です。

#### (1) オミクロン株への対応を含む感染症対策、 感染症対策等の予算

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、文部科学省に対する報告を学校の設置者に求めています。最近の感染状況として、令和4年3月1日から31日までの間では、幼児児童生徒137,158人の感染の報告がありました。感染経路としては、全ての学校種を通じて「感染経路不明」が最も多く、次いで「家庭内感染」が多くなっています。

新型コロナウイルス感染症については、度々、変異株が出現しているところですが、特に、オミクロン株に対応した感染症対策としては、地域の感染レベルにとらわれず、特に感染リスクの高い活動（近距離での諸活動）を控えることや、学校全体の臨時休業について、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、学校全体の臨時休業とする前に、時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討することが重要です。

また、学校の一部休業については、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に行うことが重要であり、その上で、同一の学級で複数の感染者が判明した場合には、5日程度学級閉鎖を行うことなどが考えられます。

こうした学校における感染症対策について記載している、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管

理マニュアル」を令和4年4月に改訂しており、また、学校現場における感染症予防のための教育に関する、小・中・高等学校用の保健教育指導資料についても、最新の知見を盛り込み、3月に改訂したところです。加えて、同3月には、学校における日々の感染対策の参考となるよう、公益財団法人日本学校保健会から「学校における感染症対策 実践事例集」が発行されています。

次に、「学校等における感染症対策等支援事業」についてです。本事業は、感染症対策に万全を期すとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境の整備について、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、いわゆる「学校裁量経費」として、学校規模に応じて一定額を補助することとしているもので、現在、令和3年度に交付申請を行っていない自治体や、交付決定額が補助上限額未満となっている学校等を対象に申請の受付を実施しています。

#### (2) 学びの保障に向けた取組

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障することが重要と考えています。このため、文部科学省としては、教師が児童生徒の指導や教材研究等により一層注力できる体制の整備のための教員業務支援員の配置の支援や、放課後の補習等による子供たちの学びを保障するための学習指導員の配置の支援等について引き続き取り組んでまいります。

また、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ICT端末を自宅等に持ち帰り、学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにすることが重要です。文部科学省においては、ICT端末を活用した学習指導を行うに当たっての留意事項をお示ししたり、経済的に困難な家庭への通信費支援の充実を図ったりしているところであり、これらの取組を通じて最大限子供たちの学びを確保してまいります。

## 2

## GIGA スクール構想の実現

文部科学省では、Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい学びを実現するため、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する GIGA スクール構想の推進に取り組んできました。

文部科学省の調査によると、昨年3月末時点で、概ね全国の小中学校等において整備が完了し、学校現場では1人1台端末環境下での新しい学びがスタートしています。

今年度は、本格的な端末の活用に向けて重要な1年となります。文部科学省では、1人1台端末を活用した学びが進められるよう、日々子供たちと向き合う教師の皆様をはじめ、教育委員会など学校設置者に対する支援を充実させるため、文部科学省内に設置している「GIGA StuDX 推進チーム」において、1人1台端末の活用方法に関する優良事例や課題への対応事例等に関する情報発信等を行っています。また、令和4年3月には、ICT 環境を活用する上での基本的な方針・考え方をお示したガイドライン（[1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針・チェックリスト](#)）について、[文部科学省 \(mext.go.jp\)](#) を策定・公表しましたので、是非ご活用いただきたいと思います。

また、高校でも今年度の新1年生から新学習指導要領が実施されます。共通必修科目「情報I」の実施にとどまらず、新学習指導要領で基盤的な能力と位置付けた情報活用能力等を育成するための環境整備を行い、ICT 環境を当たり前のものとして活用していくための重要な1年になります。今年度の新1年生は、昨年度までに中学校で1人1台端末環境に慣れ親しんだ生徒であることも踏まえて、GIGA スクール構想を高校段階でも推進していくことは重要です。

このため、高校段階においても、全国の都道府県で、新1年生の1人1台端末環境を今年度中に整えていくことが予定されています。今後も整備を進めていき、昨年度までに進めた全国の高校の校内ネットワーク環境整備と相まって、新学習指導要領で目指す資質・能力を育成していく環境の整備を進め、ICT 端末を活用した授業を推進していきます。

## 3

小学校の35人学級と  
高学年の教科担任制の推進

一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、昨年3月に義務標準法を改正し、約40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げました。具体的には、令和3年度の小学校2年生から学年進行で5年かけて段階的に引き下げることであり、令和4年度においては、小学校3年生の学級編制の標準の引き下げに必要な3,290人の教職員定数の改善を図ります。

加えて、①専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、②教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革を進めるため、令和4年度においては、小学校高学年の教科担任制の推進に必要な950人の定数改善を図ります。文部科学省としては、各地域や学校の実情に応じた取組が可能となるよう、4年程度かけて、教科担任制の取組を段階的に進めたいと考えており、教科担任制に係る4年間の改善総数は3,800人程度と見込んでいます。

また、令和3年の義務標準法改正法の附則において、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされていることを踏まえ、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、学力の育成その他の教育活動に与える影響などについて検証等を行った上で、その結果も踏まえ、学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めることとしています。

## 4

## 学校における働き方改革の推進

「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果（以下「調査結果」という。）では、教職員の時間外勤務は平成30年度以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要があります。

各教育委員会においては、各都道府県・指定都市、市

区町村別に公表されている調査結果や他の地方公共団体の取組状況を分析することに加え、必要に応じて先行的に取り組んでいる教育委員会との意見交換等も行いながら、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用いただけますようお願いいたします。

国としても、小学校における35人学級の計画的整備や高学年の教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、部活動改革、学校向けの調査の精選・削減など、教師の負担軽減につながる様々な施策を総合的に講じているところです。

特に、教師の負担軽減に大きく資する支援スタッフの配置については、令和4年度予算において、例えば、教員業務支援員を前年度当初予算に比べて拡充するなど、必要な経費を盛り込んだところです。また、様々な取組事例についても事例集の発行等を通じて、幅広く展開しています。こうした働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、本年度、改めて実施する勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握する予定であり、引き続き、あらゆる手立てを尽くして取組を進めてまいります。

## 5

## 新しい学習指導要領

平成29～31年に改訂された学習指導要領は、小・中学校等においては既に全面実施され、高等学校等においては今年度入学生から年次進行で実施されています。

今回の学習指導要領は、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。このため、全ての教科等において子供たちに育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、バランスよく育むこととしています。

また、子供たちがこうした資質・能力をしっかりと身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことや、各学校におけるカリキュラム・マネジメント

の確立により組織的・計画的に教育活動の質を向上させること、資質・能力の三つの柱に対応した三つの観点に基づき学習評価を改善することにより指導と評価の一体化を図ることなどを重視しています。

各教育委員会におかれても、以下に示す資料等も活用いただくなど、引き続き各学校における学習指導要領の着実な実施のために、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

・学習指導要領「生きる力」ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm))



・【動画】新学習指導要領編（校内研修シリーズ）

※ NITS（独）教職員支援機構提供

(<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>)



## 6

## 外国語教育の強化

小・中・高等学校を通じ、外国語活動及び外国語科では、「自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成」することを目標としています。

文部科学省では、小学校外国語教育の指導体制の整備に引き続き取り組むとともに、児童生徒の英語力向上に向け、教育委員会が行う教師の指導力向上のための取組への支援、オンラインを活用した教師の指導力向上等に努めてまいります。また、授業実践例や指導のポイント解説等の動画公開（令和4年4月1日現在61本）など、授業改善

に向けた支援を行っています。

「外国語教育はこう変わる! YouTube 文部科学省 mextchannel」へは、[こちらから](#) (外国語教育はこう変わる! - YouTube)

## 7

## 新しい高等学校教育の推進

新時代に対応した高等学校教育改革に向けて、文部科学省では、令和3年1月の中央教育審議会答申、中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ(令和2年11月)及び通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議審議まとめ(令和3年2月)を踏まえ、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等を令和3年3月31日に改正しました。今年の4月から施行されるものとして、まず、各高等学校は、その学校の特色・魅力等について「三つの方針」を定め公表するものとするとともに、高等学校の設置者は、各高等学校に期待される社会的役割等を再定義することが望ましいとしました。次に、普通科改革として、普通教育を主とする学科は普通科とするとされてきましたが、今回の改正により「普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」と規定し、普通教育を主とする学科として、普通科以外に、学際領域学科や地域社会学科等の学科を設置できることとしました。さらに、高等学校通信教育の質保証においては、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設における教育水準の確保、主体的な学校運営改善の徹底を行うとし、主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針を定めました。これらの制度改正も踏まえ、令和4年度からは「新時代に対応した高等学校改革推進事業」を新たに実施し、普通科改革や、教科等横断的な学びを实践する高等学校を支援することとしています。このほか、社会課題の解決に向けた探究的な学びの推進や、専門高校における職業人材育成の抜本的改革等を進め、引き続き、生徒の学習意欲を喚起するための高等学校改革を推進していきます。

## 8

## 幼保小の架け橋プログラムの推進

中央教育審議会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」(以下「手引き及び参考資料」という。)を策定しました。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校(以下「幼保小」という。)の連携を推進してまいりましたが、半数以上の園が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないなどの課題が指摘されています。

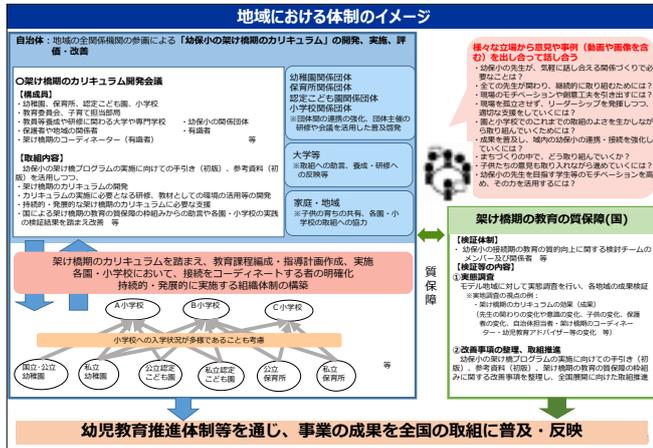
この「幼保小の架け橋プログラム」については、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期(0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児～小学校1年生の2年間を対象)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における先進事例の実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

また、「幼保小の架け橋プログラム」のねらいとしては次のことなどが挙げられます。

- ・ 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
- ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
- ・ 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫が見える化し、家庭や地域にも普及
- ・ 幼児期・架け橋期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進

本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、関係者の負担軽減に留意しつつ、各地域や施設の創意工夫を生かした取組が広がり深まっていくことを期待しています。

在り方等に関する検討会議報告」が公表され、全ての教師の特別支援教育に関する養成等に関し、国、教育委員会、学校等が講ずるべき新たな方向性が出されました。令和4年度においては、こうした方向性が着実に実施されるよう全力で取り組んでまいります。



## 10 いじめ対策、不登校児童生徒への支援

いじめにより子供たちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要があります。いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。そして、いじめの問題に対しては、全ての関係者が、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要があります。いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことが重要です。

文部科学省では、これまで、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針等に基づく対応が徹底されるよう、学校や教育委員会等に対する指導・助言や研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実などの取組を進めてきました。また平成 29 年に、基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行いました。さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め 24 時間いつでも子供の SOS を受け止めることができるよう、通話料無料の「24 時間子供 SOS ダイヤル」を整備しています。一方、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段としており、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっています。こうした状況を受け、文部科学省では、平成 30 年度から地方公共団体に対し、SNS 等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、令和2年度からは対象団体を拡充し、全国展開を図ったところであり、継続的な支援制度に発展させることとしています。

加えて、令和 3 年 11 月より、学校や教育委員会等におけるいじめの重大事態の調査について、体制面や運用面に係る様々な課題が指摘されていることを踏まえ、「いじめ防止対策

## 9 特別支援教育の振興

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。

こうした背景も踏まえ、令和3年度は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布・施行や特別支援学校設置基準の策定、学校教育法施行規則一部改正による医療的ケア看護職員と特別支援教育支援員の位置付け等の法整備を実施しました。

また、本人や保護者の希望があれば、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導の基礎定数化を着実に進めています。

加えて、障害のある子供の個別最適な学びの充実等に向け、ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実のために必要な予算を確保しています。

令和4年3月31日に、「特別支援教育を担う教師の養成の

協議会」において、有識者の方々に、いじめの重大事態の調査の在り方の改善に向け、御議論いただいております。

また、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っております。

令和2年度からは、自治体における不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や教育支援センターにおける相談・支援体制の強化のための取組を推進するため、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施するとともに、令和3年度からは、不登校の未然防止等に向けた校内の別室における相談・指導の充実等に関する調査研究を実施しております。

引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図ってまいります。

## 11

### キャリア教育の推進

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目的とする教育です。現在の学習指導要領においては、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを、小・中・高等学校の総則にそれぞれ規定しました。学校における具体的な方向性としては、「学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進」や「職場体験活動やインターンシップなどの職業に関する体験活動の充実」等があげられます。また、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等の活用」として令和2年4月より小・中・高等学校でキャリア・パスポートを活用しております。

文部科学省では、各学校においてキャリア教育の更なる充実が図られるよう、必要となる取組を進めています。

## 12

### 学校健康教育の充実

#### (1) 健康相談及び保健指導

昨今の情報化社会の流れや新型コロナウイルス感染症の影響等による生活環境の変化に伴い、児童生徒には、肥満・痩身や生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題、感染症など、多様な健康課題が生じています。

このような児童生徒の心身の健康課題の多様化に伴い、課題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、健康相談や保健指導により、児童生徒や保護者等に対して必要な指導・助言等を行い、学校生活によりよく適応していくことができるように支援していくことが必要となります。このため、学校の教職員等においても、心身の健康課題に対する基本的な理解が求められる状況にあることから、文部科学省が発行していた「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き」（平成23年）が、公益財団法人日本学校保健会において、令和4年3月に改訂されました。

改訂版の手引きでは、様々な課題や疾患に関する事例を通して、心身の健康課題や背景の把握方法、児童生徒や保護者への基本的な支援や指導・助言、校内外の連携等について例示されています。

#### (2) 養護教諭の重要性

身体的な不調の背景には、いじめや児童虐待、貧困等の問題がかかわっていることもあり、このような複雑化・多様化した健康課題に対応していくため、養護教諭が専門性を生かしつつ、中心的な役割を果たすことが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応においては、養護教諭が中心となり、各学校等の感染症対策に取り組むことが必要となりますが、例えば、登校時の健康観察の徹底、登校後の体調不良者への対応、心のケア、手洗い・換気などの指導、消毒等の校内施設の環境整備、感染症対策に必要な物品の準備、職員・保護者への情報提供及び啓発等、さらには学校医、学校歯科医、学校薬剤師や関係機関等との連携・調整など、養護教諭に求められる役割も

増加しています。

養護教諭は学校において一人配置が多いことから、経験の浅い養護教諭は、必要な知識を得られる機会が限られており、また、児童生徒一人一人の健康課題に対し、きめ細かに適切に対応していくためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質を向上させていくことが必要です。

そこで、文部科学省では、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の一人配置校などに派遣する、「地域と連携した学校保健推進事業」を実施しています。

経験豊かな退職養護教諭としての知見等を生かして、保健室経営の助言や健康相談の実施、健康課題への対応、校内研修の実施、学校保健委員会の運営、学校医と連携した感染症対策、性に関する指導を始め外部専門家とも連携した健康教育の実施等を行うとともに、養護教諭が研修等のために学校を一時離れることができるよう、不在時の対応等を行うなどの活用が期待されます。

### 13

## より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

### (1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和4年度には、新学習指導要領に基づく小学校用及び高等学校（主として高学年）用の教科書検定を行うこととしています。

### (2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和4年度には、新学習指導要領に基づく高等学校（主として中学年）用教科書の採択が行われる予定です。

### (3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

### (4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、児童生徒の教育の充実を図ることができるよう、紙の教科書に代えて使用することができ、また、令和3年度からは、各教科等の授業時数の2分の1以上使用することができることとなりました。また、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集の公表、普及促進に向けた実証事業等、その円滑な導入に向けて取組を進めています。

### 14

## 初等中等教育段階における 教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料支援である高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を充実させるように取組を進めています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和4年度予算において、新入学時児童生徒学用品費等及びオンライン通信費の単価引き上げといった充実を

図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げた措置を、今後も着実に実施するとともに、高校生等奨学給付金においては、令和4年度予算において第1子への給付額の増額やオンライン通信費相当額の増額により支援の充実を図っています。

当面の負担軽減策の実施にあたっては、長引くコロナ禍の影響による家計の状況が、児童生徒の修学に及ぼす影響をできるだけ軽減できるよう、家計急変世帯への支援やオンライン通信費支援の充実等、直面する課題への対応を進めております。

## 15

## 夜間中学校の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した4校を含めて、夜間中学は全国15都道府県34市区に40校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第7条に基づき策定した基本指針において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大を図ること等を目標に掲げて取組を行っているところです。また、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては「全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。

文部科学省としては引き続き、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいきたいと考えています。

入学希望者（当事者）御自身に加えて、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などは、お住まいの教育委員会にお問合せ、御相談ください。

## 16

## 公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者が集まる「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

# 総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進を主なミッションとしています。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和4年度の重要施策等について紹介します。

## 1

### 総合的かつ客観的根拠に基づく 教育改革政策の推進

#### (1) 教育 DX の推進

Society5.0 時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体で DX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育 DX」を推進していくことが重要です。

教育 DX を推進する上で重要な柱になる教育データの利活用については、文部科学省の有識者会議において現状と課題、将来の方向性について一定の整理を行い、令和3年3月に論点整理を公表したところであり（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」）、これを踏まえ、個人情報保護は大前提としながらも、更なる必要な検討や取組を進めてまいります。

また、教育 DX の推進においては、共通の「ルール」と

「ツール」の整備が不可欠です。

共通の「ルール」について、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しており、令和2年度には第1版として「学習指導要領コード」及び「学校コード」を公表しました。また、令和3年度には、これまでの制度に基づき学校において普遍的に活用されてきた主体情報を中心に定義し、「教育委員会コード」等も含め、「教育データ標準」（第2版）として公表しました。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる CBT（Computer Based Testing）システムである MEXCBT（メクビット）を開発しています。令和3年12月からは、希望する全国の小・中・高等学校等における活用を開始し、約8500校、約300万人の登録がありました。令和4年度も、更なる利便性向上や機能改善等を行いつつ、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

#### (2) 全国学力・学習状況調査

EBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policy making）の推進や教育に関する継続的な PDCA サイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことが重要です。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ① 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ② 学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③ そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成19年度から実施しています。

令和4年度は、4月19日（火）に、小学校6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）、質問紙調査を行いました。

教科に関する調査の問題に関しては、「解説資料」「報告書」「授業アイデア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより充実したものとなるよう支援するとともに、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲の向上に役立てていただけるように努めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化については、令和3年7月にワーキンググループでとりまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証に取り組んでまいります。あわせて、令和4年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査においても、一部の学校で、20万人程度の児童生徒を対象に、端末を活用したオンラインによる回答方式で、日にちを分散して実施しました。

### (3) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、政府全体としてEBPMの推進が求められています。「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を特に留意すべき視点として位置付けた第3期教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症による影響の検証や、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発のほか、国立教育政策研究所に教育データの分析・研究拠点となる「教育データサイエンスセンター」を新設し、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの構築を開始するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

### (4) 教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国にお

いては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により子供たちの学びの機会が奪われることがないよう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮の要請、家計急変世帯の学生等への授業料等の減免、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の給付等の支援を行ってきたところです。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

## 2

## 国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

### (1) 高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の海外留学については大きな影響が出ているところではありますが、文部科学省としては、第3期教育振興基本計画の「令和4（2022）年度に6万人」という政府目標を実現すべく、

令和4年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和4年度は1,360人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」により、官民協働で日本人留学生を支援しています。平成27年度より高校生コースによる支援を開始し、令和4年度も引き続き留学を支援することとしています。

## (2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和3年4月現在、日本人学校に約1.5万人、補習授業校に約1.9万人の子供が通学しています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。現在、令和5年度及び6年度に、新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を行っています。

また、派遣教師の魅力を高めるために取り組んでいる「トビタテ!教師プロジェクト」(平成29年度～)を立ち上げ、帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでいます。

さらに、これまで学校教育法第1条に定める学校(小学校、中学校、高等学校等)に実施が限られていた教育実習について、平成31年4月から、日本人学校及び私立在外教育施設においても可能となり、令和元年度にはジャカルタ日本人学校において、また、令和3年度にはソウル日本人学校において、令和2年度には香港日本人学校において教育実習が行われました。

教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っています。これに加えて「選ばれる在外教育施設づくり」に向けた教育

プログラムの開発支援や在外教育施設の運営を支援する在外教育施設アドバイザーの設置などの支援を行っています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国内待機となった派遣教師に対する在勤基本手当及び国内の住居手当を創設しました。令和3年度においても、まずは在勤地への速やかな教師派遣に取り組むとともに、派遣教師が国内待機となった場合にはこれらの手当の支給を行い、派遣教師をサポートしていきます。

## (3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を拡充します。

また、学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援についても引き続き実施します。

また、令和2年度には、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多

言語による動画コンテンツを作成しました。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページにおいて公開しています。(URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm))

加えて、日本語指導のための「特別の教育課程」編成について、令和5年度から高等学校においても制度化するとともに、高等学校における日本語指導の充実を図るため、学校の体制づくりや指導のためのガイドラインを作成します。更には、日本語能力把握の先進事例の調査や、評価方法に関する予備的研究を実施します。

その他、引き続き外国人児童生徒等の集住・散在地域におけるそれぞれの課題を解決するため、先進的な教育プログラムの開発のための実践的な研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、外国人の子供の就学状況等調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、よく閲覧されている教材・資料を分かりやすく表示する機能の追加などの充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL：<https://casta-net.mext.go.jp/>)



### 3

## 教師の資質能力の向上等

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師の資質能力にかかっています。子供たちの成長を担う教師は、時代の背景や要請を踏まえつつ、主体的に資質能力の向上を図り続けることが求められています。

### (1) 中央教育審議会における議論について

現在、中央教育審議会において、令和3年3月に文部科学大臣から諮問した「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」に基づき、基本的なところまで遡った検討が行われています。

諮問事項は、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教育大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備です。

このうち、教員免許更新制の抜本的な見直しについては、前期中央教育審議会における議論も踏まえ、令和3年11月に、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消等の内容が盛り込まれた「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）」がとりまとめられました。

その他の検討事項、すなわち、養成、採用、社会人等の登用促進、研修についても、引き続き審議会において専門的な議論が深められています。

### (2) 新たな教師の学びの姿の実現に向けて（現職研修の充実と教員免許更新制の発展的解消等）

先述の審議まとめを踏まえ、グローバル化や情報化の進展により教育を巡る状況の変化が速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっていることから、新たな教師の学びの姿を実現するため、これまでの教員免許更新制の成果を継承しつつ、新しい形で教師の研修を充実する「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会へ提出しました。(令和4年3月時点)

本改正により、教師一人一人に合った個別最適な学びを実現したいと考えています。

### (3) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方について

優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることは、学校教育の多様化や活性化を図るために重要です。

教員免許状を持っていない社会人等を学校現場に迎え入れるための仕組みとしては、特別非常勤講師制度や特別免許状があります。

特別非常勤講師制度は、届出により教員免許状を有しない講師を非常勤として登用し、教科の領域の一部を担当さ

せることができるものです。また、特別免許状は、専門的な知識経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した場合に授与されるものであり、これによって特定の教科の全部を担当することができます。

文部科学省においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を見直し、オリンピック等国際大会に出場したアスリート、国際的なコンクールの参加者、博士号取得者など専門的な分野での実績を有する者や、特別非常勤講師制度を活用して勤務した者などをはじめ、多様な経験を有する者への特別免許状の活用が一層進むよう、令和3年5月に同指針を改訂しました。

各教育委員会においては、これら制度の活用も視野に入れながら、優れた知識経験等を有する社会人等の登用について積極的な検討をお願いします。

## 4

### 生涯にわたる学びの推進

#### (1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、教師向けの小学校の外国語指導力向上のため

の科目、小学校プログラミング教育指導に対応した講座（平成31年4月開始）や、数理・データサイエンス・AI 人材の育成に資する講座を実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和4年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、令和3年の延べ受講者数は約65万8,000人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和3年度における受験者数は1万7,704人、合格者数は8,097人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第11期中央教育審議会生涯学習分科会において、「命を守る生涯学習・社会教育」という視点を打ち出した第10期議論の整理を踏まえつつ、人生100年時代やSociety5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症など社会の急速な変化に対応するための今後の生涯学習・社会教育の在り方や果たしうる役割、具体的な推進方策について審議を行っています。

#### (2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和3年6月にとりまとめられた「経済財政運営と改革の基本

方針 2021」や「成長戦略実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、産学協働による人材育成システムの構築、放送大学における実践的な講座のインターネット配信・認証等の取組、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの開発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）のほか、新たに①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に就職・転職支援に向けた社会のニーズに合ったプログラムを実施する取組や、②大学間の高度な連携や、産官学金による地域連携プラットフォームの構築等を行うことで、地域の資源を総結集した教育プログラムを構築し、地域発イノベーションを担う人材を育成する取組等を推進しています。また、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

### (3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になって

いく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

## 5

### 地域学習の推進

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の知的欲求の充足や自己実現に寄与するとともに、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。文部科学省としては、以下のように、地域における学びの推進に努めています。

#### (1) 地域における学びを推進する専門人材 (社会教育主事・社会教育士)

社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。

また、令和2年度からは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用されるよう、社会教育主事講習を修了した者、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士」と称することが可能となりました。

文部科学省では、これらの社会教育の専門人材が、社会教育行政のみならず、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野において、多様な主体と連携・協働し、学習活動の支援を通じた地域の課題解決に積極的に取り組むことができるよう、社会教育主事の養成の充実や社会教育士等の

取組事例や成果を具体的に紹介するなど、活躍を推進しています。

(社会教育士特設サイトURL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/mext\\_00667.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html))



## (2) 学校、家庭、地域の連携・協働

### ① コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の一体的推進

新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現には、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら教育課程を実施することが重要です。

また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校のみならず、家庭、地域と連携した教育の実現が不可欠です。

文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。

また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

こうした中、文部科学省では「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」を設置し、今後のコミュニティ・スクールの在り方について有識者による検討を行い、令和4年3月に最終まとめをとりまとめました。最終まとめでは、コミュニティ・スクールは全ての学校に必要なことから、導入を促進すること、導入後も質の向上に取り組む等の方向性が示されています。この最終まとめに示された推進方策を実行し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

(コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最

終まとめ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～

URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html))



### ② 家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

## (3) 読書・体験活動の推進

### ① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方財政措置を講じることとしています。



(子ども読書の日ポスターデザイン)

## ② 体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的には、体験活動の機会を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対する顕彰事業を実施しています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

# 6

## ともに生きる学びの推進

### (1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画 ～す

べての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、令和2年度から、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や普及啓発を行っています。

また、小・中学生を対象に、男女の尊重や、自分を大事にすること、固定的な性別役割分担意識解消への理解を深める教材（令和3年度作成）を活用して、モデル事業において事例の収集を行い、その普及を図ります。

さらに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）を踏まえ、子供の発達段階等に応じ、生命（いのち）を大切に、性犯罪等の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和4年度も令和3年度に引き続き「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成し、新たに指導事例の収集を行います。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html))



### (2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習の機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

令和3年度は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」を4道県において、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」の実践研究を18団体で実施しました。さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国7ブロック8か所で開催しました。

令和4年度のブロック別コンファレンスの開催案内やこれまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載していきます。

(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm))



令和4年度は、新たに大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施します。

また、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し議論を重ね、令和4年3月に障害者の生涯学習推進を担う人材が身に付けるべき専門性や役割の整理等を行いました。

### (3) 学校安全の確保

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面しています。また、登下校中を含めた学校における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化し

ています。

このような中、学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全の確保が保障されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）を策定しました。

第3次計画では、①学校安全の中核を担う教職員の位置づけなどの学校安全に関する組織的取組の推進、②家庭、地域、関係機関等との連携・協働による通学路の安全確保を含めた学校安全の推進、③ネット上の有害情報対策等の現代的課題への対応を含めた学校における安全に関する教育の充実、④専門家と連携した点検・対策の強化やヒヤリハット事例の活用などの学校における安全管理の取組の充実、⑤データ等を用いた科学的なアプローチによる事故予防等学校安全の推進方策に関する横断的な事項等を推進することとしています。

各学校においては、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等にいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要です。

学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点でも極めて重要な意義があります。子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進します。

### (4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）や「ハン

セン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、厚生労働省や法務省と協力して、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しました。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しています。今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

## (5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

新たな大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに

当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、本大綱も踏まえ、

- ・幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
  - ・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
  - ・地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」
- 等に引き続き、取り組んでいきます。

# 大臣官房文教施設企画・防災部 安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

文部科学省では学校施設の長寿命化対策、環境を考慮した整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集などの作成を通じて、質の高い学校づくりを進めています。

また、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化を推進するとともに、災害復旧を支援しています。

1

## 豊かな学校施設環境の構築

### (1) 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や、学校施設整備指針の策定について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において調査研究を行ってきました。近年では、学習指導要領の改訂等に対応するため、平成30年3月に幼稚園、平成31年3月に小学校及び中学校、令和3年5月に高等学校の施設整備指針を改訂しました。



学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/index.htm)

また、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、協力者会議の下に「新しい時代の学校施設検討部会」を設置し、令和3年1月から新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めてきました。その成果は、令和4年3月に「Schools

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を究極】

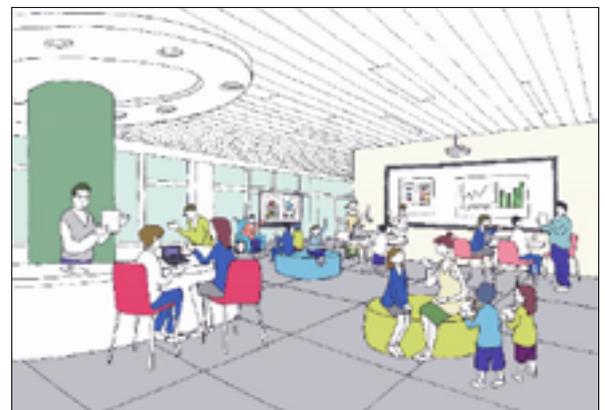
- 学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 新しい生活様式を加え、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



(学び) 多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



(共創) 地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

新しい時代の学び舎として目指していく姿

for the Future『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」をコンセプトとした最終報告としてまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿と、長寿命化改修等を通じた教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進などの具体的な推進方策が提言されました。こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築、財政支援制度の充実や学校施設整備指針の改訂などを通じ、新しい時代の学校施設整備に対する学校設置者の取組を支援しています。

また、令和3年3月には、特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえ、「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会」を新たに立ち上げました。障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、1人1人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくための検討を進め、令和4年3月に報告書を取りまとめました。

## (2) 学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月に改正バリアフリー法等が施行され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、バリアフリー基準適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や、既存のものについても努力義務が課せられました。

一方、文部科学省が実施した「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」(令和2年5月1日時点)では、既存施設のバリアフリー化が必ずしも十分整備されているとは言い難い状況であることが明らかになりました。

文部科学省では令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い、令和2年12月に報告書を取りまとめました。また、この報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、国としての公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示しました。

文部科学省では学校設置者に対し、調査結果や報告書、整備目標について通知するとともに、バリアフリー化の計画策定、取組の加速化を要請しました。また、令和3年度より既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げたことに加え、セミナー動画の公開、相談窓口の設置等を行いました。引き続き、学校設置者の取組を積極的に支援してまいります。



学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議(報告等)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/O44/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/O44/index.htm)

対象		令和2年度(現状)	令和7年度末までの目標	
車椅子使用者用トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当	
	屋内運動場	36.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する	
		屋内運動場		74.4%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎		57.3%
		屋内運動場		57.0%
エレベーター	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当	
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当	

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

## 2

## 学校施設の長寿命化と維持管理

### (1) インフラ長寿命化への取組

政府の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)を踏まえ、文部科学省では、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「行動計画」という。)を策定し、文部科学省所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進してきたところです。また、当初の計画期間(平成27年度～令和2年度)が終了したことから、令和3年3月には、今後の5年間における更なる長寿命化対策の取組を推進するため、これまでの取組状況等を踏まえ、行動計画の見直しを行い、一部改定を行いました。

改定後の行動計画では、各設置者におけるメンテナンス

サイクルの構築や、中長期的な維持管理等におけるトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げ、各設置者における取組を推進していくこととしています。

具体的には、全ての公立文教施設で個別施設計画が策定されるよう、引き続き、策定状況について定期的に把握・公表することとしています。また、社会状況の変化等を踏まえ、計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、計画の内容充実に向けた見直しに資する事例集の作成、周知を行うなど、メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備にも取り組むこととしています。

文部科学省では、引き続き、各設置者における長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。

## (2) 公立学校の長寿命化対策

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合の発生件数が大幅に増加するなど、対策が喫緊の課題となっています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの改修、省エネルギー化などの学校施設の機能・性能の向上が求められています。さらに、公立学校の約9割が避難所に指定されており、防災機能の強化も求められています。

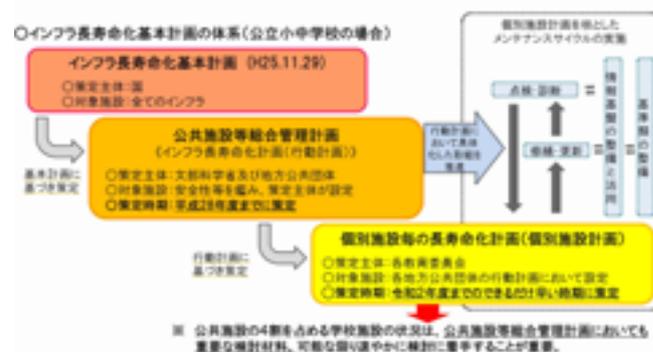
厳しい財政状況の下、これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

文部科学省では、公立学校施設の個別施設計画を令和2年度までに策定するよう要請してきたところであり、令和3年4月1日現在で92%の学校設置者において策定が完了しています。また、令和3年度からは、個別施設計画の策定

を交付金事業申請の前提条件としています。地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、平成25年度から地方公共団体が行う長寿命化改修に対する国庫補助を行うとともに、令和2年度からは長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修についても補助対象としています。

今後も引き続き、各地方公共団体が、長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。



改築同等の教育環境を確保



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを

### (3) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者等は、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、安全面における不具合が増加しています。これまでも体育館の床板の剥離による負傷事故に対し、適切な清掃（ワックス掛け・水拭きの禁止）や日常点検を要請する通知（平成29年5月）、工作物及び機器等について倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれの有無等の点検を要請する通知（令和3年5月）などを発出し、学校の安全確保をお願いしています。

また、文部科学省では、適切な維持管理が進むよう「子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―」（平成28年3月）、「学校施設の維持管理の徹底に向けて―子供たちを守るために―」（令和2年5月）などを作成し、学校設置者に周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進していきます。

### (4) 文教施設への民間資金等の活用

効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するためには、多様な PPP/PFI (Public Private Partnership / Private Finance Initiative) を推進することが重要です。

令和3年6月18日、民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」（以下「アクションプラン」という。）では、学校等のキャッシュフローを生み出しにくいインフラについても、老朽化や地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、包括的民間委託や PFI 方式の導入を推進することとされました。

文部科学省では、文教施設における多様な PPP/PFI の導入が促進されるよう、地方公共団体等における導入検討の支援事業を平成 29 年度から実施しています。また、令和2年3月には、「施設整備を含む先導的な PPP/PFI 事業編」、「維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」、「効

果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編」の3編により構成された「文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集」を作成しました。さらに、令和4年3月には、「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」を作成するとともに、これらをセミナーで地方公共団体や事業者へ周知を図ったところです。

今後もこれらの取組を通じて、PPP/PFI を検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

## 3

### 環境を考慮した学校施設づくり

#### (1) 環境を考慮した学校施設の整備推進

地球温暖化など様々な課題が深刻化する中、全国の学校設置者において、再生可能エネルギー設備の導入、校舎や体育館の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備が進められています。

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能も果たし、施設自体の建築的要素と運営・教育という人的要素が調和して機能するよう、「施設面」・「運営面」・「教育面」の3つの視点に留意することが重要です。

文部科学省では、関係省庁と連携してエコスクールの整備を推進しており、エコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。また平成29年度からの「エコスクール・プラス」では、これまでに249校認定しています。

さらに、整備されたエコスクールを一層活用していくため、令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集―継続的に活用するためのヒント―」を作成し、学校設置者の取組を促進しています。

また、脱炭素社会の実現に向けては、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を積極的に推進することが求められています。このため、これまでのエコスクールの取組を深化し広げていくとともに、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の整備の推進に取り組んでまいります。令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、国庫補助の上乗せを行います。

引き続き、エコスクールの整備の推進に取り組んでまいります。



環境を考慮した  
学校施設づくり事例集  
— 継続的に活用するためのヒント —  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)

対策に関する資料「学校でできる省エネ」や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などの取組を行っています。

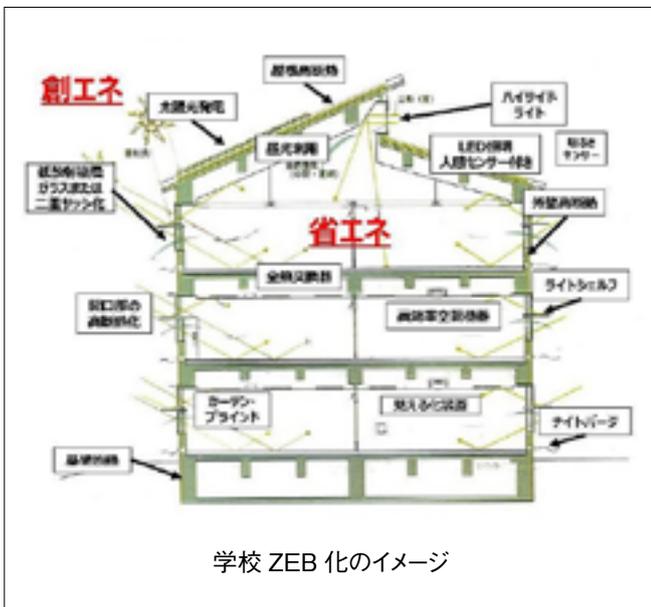
また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



省エネ法、グリーン購入法等への取組  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/green/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)

### (3) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材利用は、木材の柔らかくて温かみのある感触や優れた調湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、森林の保全、地場産業の活性化などの観点からも大きな意義があります。



「令和3年度 木材を活用した学校施設づくり講習会」より  
(富山県 魚津市立星の杜小学校)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menusisetumoku/ou/1421707\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menusisetumoku/ou/1421707_00001.htm)

## (2) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー

このため、文部科学省では、学校施設における木材利用を促進するため、「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（平成30年度）や「木の学校づくり学校施設等の CLT 活用事例」（令和元年度）などの事例集や手引きの作成、施策や好事例を紹介する講習会を毎年度実施しています。また、地域材を利用した木造の公立学校施設の整備について財政支援を行っています。

このほか、木材利用に関する取組として、木造3階建ての校舎については、平成30年の建築基準法改正により建

築しやすくなっています。また、令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、木材利用の促進にかかる対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層の木材利用を推進することが求められています。

文部科学省では、こうした状況も踏まえて、今後も引き続き、木材を利用した学校施設づくりに取り組んでまいります。

## 4

## 公立特別支援学校の 教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和3年10月1日現在、全国で3,740教室が不足しています。前回調査（令和元年5月1日現在）と比較して、578教室増加しており、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。

文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新增築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を1/3から1/2へ引き上げています。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。今後、各設置者に対し、解消の前倒しの可否や課題等について個別にヒアリングするなど、きめ細かくフォローアップし、対応の加速化を働きかけていきます。

## 5

## 公立学校の廃校・余裕教室の活用

少子化に伴う児童生徒数の減少による廃校や余裕教室

の有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では次のような取組を実施しています。

## ① 活用事例等の情報提供

廃校・余裕教室の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用に当たって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省のホームページを通じて情報提供したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりしています。



～未来につなごう～  
「みんなの廃校プロジェクト」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

## ② 財産処分手続の簡素化

国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にする等、財産処分手続を簡素化しています。



余裕教室の有効活用  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm)



IT企業のオフィスとして廃校を活用

## 6

## 災害に強い学校施設整備

## (1) 学校施設の耐震化等

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、令和3年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.6%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.5%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等の大きな被害は発生しませんでした。一方、吊り天井以外の非構造部材における被害が大きく、避難所としての使用ができない学校も多くありました。このような経験を踏まえ、文部科学省に設置した有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うこと、学校施設の防災機能に関して、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能等を明確化すること、といった課題が提示されました。

また、文部科学省において実施した避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査では、平成31年4月1日時点で、避難所としての防災機能の整備が進んでいるものの、断水時のトイレ使用が可能な学校が6割弱にとどまるなど、引き続き対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう取り組んでいます。

加えて、「平成30年大阪府北部を震源とする地震」における学校のブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省では、学校施設におけるブロック塀等の安全対策等に対して財政支援を行うとともに、速やかな対策の完了を要請してきました。その結果、令和2年9月時点の調査では、安全対策が完了した学校数の割合は、全学校数の91.6%（約4万7千校）となりました。文部科学省としては、引き続き、安全対策が未完了のブロック塀等を保有する学校の設置者に対して、安全対策の実施が進むよう、指導しています。

## (2) 近年の水害に対する取組

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることがわかりました。こ



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）



大雨による浸水により被災した学校施設

のことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の waters・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知をしました。また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の water 対策の考え方、検討手法などについて検討を行っています。

### (3) 防災・減災、国土強靱化への取組

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講ずる対策をとりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や、防災機能強化対策を行うこととされています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など必要な支援に取り組んでまいります。

### (4) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校 2,328 校のうち 2,319 校（99.6%）の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも、国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援してまいります。

# 大臣官房国際課・国際統括官

## ① はじめに

新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大等を受け、国際社会は様々な困難に直面しています。国際的な枠組みにおいても、コロナ禍における新たな教育の在り方に関する議論等が行われてきました。また、留学生、研究者、文化・スポーツ関係者等といった人の往来にも影響が及びましたが、文部科学省では、昨年11月末に入国制限が強化された際には、「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース」を設置し、措置の影響について現場の状況を把握するための体制を整備するなどしながら対応してまいりました。予見の難しい時代ではありますが、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野において、グローバル人材の育成や、世界各国及び地域との交流・協力の一層の強化に努めてまいります。

## ② ユネスコにかかる取組について

### ○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。平成27年に国連サミットで採択され、2030年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。昨年、日本はユネスコ加盟70周年の節目の年を迎えました。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神のもと、SDGsの実現に向け、我が国は、諸外国政府やユネスコ等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。

特に教育分野において我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しました。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGsの実現に大きく貢献するものであり、国内外において様々な活動を推進しています。

我が国においては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。さらに、国際的にも、ESDの新たな実施枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年11月の第40回ユネスコ総会で採択、12月の第74回国連総会で承認され、令和2年より開始されました。また、第74回国連総会においては、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものであるESDが、SDGsの17のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、学びの在り方を含めた社会の在り方が大きく変わる中、ESDが持続可能な社会の実現に向けて果たす役割は、非常に大きいと言えます。

### ○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESD提唱国として様々な取組を推進しています。

「ESD for 2030」に基づく各ステークホルダーの取組を促すため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（事務局：文部科学省、環境省）において、

ESDの推進に取り組むステークホルダーや有識者との意見交換を行いながらESD国内実施計画を進めています。また、文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）をESDの推進拠点と位置付け、ESD及びユネスコ活動の推進に取り組んできました。

各ユネスコスクールは「ユネスコスクールガイドライン」等に基づき、積極的な活動を展開することが求められています。ユネスコスクール加盟のメリットは大きく分けて2点あります。1点目は、世界的な学校間ネットワークの一員となり、生徒や教員が、国内や海外のユネスコスクールと交流して、経験や情報を共有できることです。ユネスコが開催する国際会議や国際協働プロジェクトに参加することも可能であり、こうしたネットワークを活用した活動はグローバル人材の育成という観点からも有効です。2点目は、学校関係者の意欲に応じて、ESD実践のための人・モノ・情報が得られ、教育手法の変革と児童生徒の変容につながることで、ユネスコスクールでは、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程等、ESDの実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年ユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）において共有しています。令和3年度の第13回大会はオンラインで開催され、「大震災から明日を拓く教育の在り方を探るービフォー311・アフター311から学ぶ」をテーマに、宮城教育大学を拠点とした、東北地方のユネスコスクールの教員によるESDと連携させた防災教育の未来像についてパネルディスカッションを行いました。全国から300名を超える教職員、教育委員会関係者、ユネスコ活動関係者等の参加があったほか、当日の映像は、令和4年2月18日までアーカイブ配信を実施し、約1000名が視聴しました。また、日本のユネスコ加盟70周年を記念し、「わが国におけるユネスコの功績、SDGs達成に向けての役割」と題する特別座談会や、「ESD推進による令和の日本型学校教育の構築」「『学び』の先に見える”可視化未来”と自己」「学校の実践、取り組みを評価し、成果を広める」「ユースの活動と国際交流ーVoice of Youth Empowermentの事例から」の4つの分科会等を実施しました。令和4年度も引き続き開催予定です。

令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成（ESD）

推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、学校現場においてESDがより一層浸透していくことを目標に、平成28年に初版を作成した「ESD推進の手引」について、教育関係者の方々にとってESDの実践により一層役立つものとなるよう、令和3年5月に改訂し、日本ユネスコ国内委員会ホームページ等を通じて提供しています。さらに、日本ユネスコ国内委員会のFacebook及びユネスコスクール公式ホームページで国内外の動きを紹介、令和4年3月に改訂した「ユネスコスクールガイドブックーESDの活動を通じて創る未来ー」を日本ユネスコ国内委員会ホームページ等に掲載する等、幅広く情報発信を行っています。



ユネスコスクール ガイドブック

このほか、環境省と文部科学省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」を形成し、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

さらに、ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援でユネスコが実施する「ユネスコ／日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESD

の実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。当初の設置期間はグローバル・アクション・プログラム（GAP）が実施された平成27年～令和元年の5年間でしたが、その後令和2年～令和7年の6年間の実施期間の延長及び隔年での実施（令和3年、令和5年、令和7年）が決定し、世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれています。

また、我が国においては、ESDとユネスコの科学分野との連携も推進しています。ユネスコエコパークとユネスコ世界ジオパークは、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールをはじめとしたESDの取組との連携による相乗効果が期待されています。

今後、国内外におけるESDの推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進してまいります。

### 3

## OECDとの連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携し、国際交流等に関する施策を進めています。

OECDでは、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和4年度には、PISA2022年調査やPIAAC第2回調査といった国際的な調査が実施される予定であり、文部科学省として本調査の結果を児童生徒の学力向上を図る取組等に活用することとしています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和3年5月に開催された第3回グローバル・フォーラムでは、生徒や教員、政府関係者等が参加するバーチャルワークショップが、「ポストコロナ教育に向けた準備：個々に応

じたデジタル・カリキュラムを通じた公平性ギャップの解消」をテーマとして、開催されました。我が国からも生徒や教員が出席し、コロナ禍における学校での取組事例を発表する等、我が国の情報を世界へ発信しました。

さらに、「Education 2030」事業においては、令和3年5月と12月に本事業が各国に行ったカリキュラムの再編成に関する調査に基づいて各国の状況と課題をまとめた報告書（「Adapting Curriculum to Bridge Equity Gaps: Towards an Inclusive Curriculum」と「Embedding Values and Attitudes in Curriculum: Shaping a Better Future」）が刊行されました。今後、新たな教育の在り方を検討する際の参考として活用されることが期待されています。

加えて、文部科学省はOECDとの共催により、OECD教育事業の紹介等を通じた我が国の教育発展への寄与等を目的として、OECD/Japanセミナーを開催しています。令和4年2月には、国内外の教育関係者等を対象に、「教育現場を変革するデジタルの力」をテーマとして、第21回セミナーをオンライン開催しました。本セミナーでは、教育のデジタル化に関するOECD加盟国及び我が国の取組に関する事例発表と意見交換が行われました。

### 4

## 外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また近年新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。そのため、政府は、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

文部科学省では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行っています。

また、外国人の子供の就学機会の確保や日本語指導が

必要な児童生徒に対する指導体制の構築を図るため、就学状況把握・就学促進のための取組、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を引き続き行います。更に、高等学校段階における日本語指導のための「特別の教育課程」編成・実施の制度導入（令和5年度予定）に向けて、必要な指導体制の整備を進めていきます。

加えて、令和3年6月より、新型コロナウイルス感染症対策を含め、外国人学校における保健衛生に係る課題の整理及び改善策の検討のため、「外国人学校における保健衛生環境に係る有識者会議」を開催し、同年12月に最終とりまとめを行いました。本とりまとめの内容も踏まえ、令和4年度から外国人学校の保健衛生環境の整備に向けた新規事業を実施します。今後とも、外国人の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力に推進していきます。

## 5

## 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府としては、「2022年度までに我が国における国際バカロレア認定校等を200校以上」とすることを目標に掲げ、その導入推進に取り組んでおり、公立学校での導入も進んでいます。令和3年12月現在で、我が国におけるIB認定校等は、175校となっています。

文部科学省では、IBの普及促進のため、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、IBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内大学入試におけるIBの活用促進（令和3年12月現在で68大学（「文部科学省IB教育推進コンソーシアム調べ」））等を行ってきました。令和3年度には、高等学校学習指導要領が令和4年度から年次進んで実施されることを踏まえ、学習指導要領とIBの双方を履修する必要のあるIB認定校や生徒の負担を軽減するため、学習指導要領上の教科・科目等とIBの科目との対応関係を改めて整理しました。

令和4年度も、IBの導入を希望する学校・教育委員会等

に向けたきめ細やかな支援を引き続き推進していきます。

<参考：文部科学省 IB 教育推進コンソーシアム>

<https://ibconsortium.mext.go.jp/>

## 6

JICA 海外協力隊  
「現職教員特別参加制度」

「JICA 海外協力隊」は、日本政府の ODA 予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省と JICA の共管事業として、平成13年度に JICA 海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,400名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（通常2年3か月の派遣期間を4月からの2年間とする）、1次選考（技術選考）の免除等、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

本制度は、令和3年に20周年を迎えました。近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現



現職教員特別参加制度の取組  
(写真提供：JICA)

地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。

<参考：現職教員特別参加制度>

[https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support\\_system/teacher/index.html](https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html)

## 7

### 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成 28 年度から「日本型教育の海外展開推進事業」(EDU-Port ニッポン)を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協働する場(プラットフォーム)を構築するとともに、企業や大学等が行う

海外展開事業を支援しています。事業開始から令和 3 年度までの 6 年間で、45 か国・地域から約 9 万 1000 人の参加がありました。

令和3年度 EDU-Port 応援プロジェクトに採択された名古屋産業大学による取組では、ベトナムの小・中学校、高等学校を対象に、緑化樹木調査のための機材と教材を提供することで、気候変動教育を支援しています。三重県の高田高等学校等と連携し、植物の光合成実験を収録した視聴覚教材、ベトナム語の学習指導計画を作成しました。また、ホーチミン市台湾学校の教員と日本の教員との間で開催した Web ミーティングにおいては、視聴覚教材、学習指導計画を活用した授業実施について意見交換を行い、教員間の相互理解が深まりました。

令和4年度の EDU-Port ニッポンでは、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本型教育の海外展開等を推進するとともに、With/Post コロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>

<参考：EDU-Port ニッポン>



<https://www.eduport.mext.go.jp/>



EDU-Port ニッポン応援プロジェクトの取組  
(写真提供：学校法人菊武学園 名古屋産業大学)

## 8

## 人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成 28 年の G7 倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成 29 年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な人の往来が困難となったため、オンラインで中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計 130 名の教職員が事業に参加しました。

また、教職員交流を通じた国際比較研究事業では、香港、シンガポール、マカオを対象に、事前調査を実施した上で、小学校から高等学校までの教職員とのオンライン交流を通じ、現地での生徒指導や教育相談等の事例を調査するとともに、対象国との比較研究を実施しました。

日米間においては、昭和 26 年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約 10,000 名の学生・研究者等の交流が行われており、令和 3 年度も、本事業を通じて、日本から 31 名を米国に派遣し、米国から 31 名の奨学生を日本に受け入れました。令和 4 年には、日米教育交流計画が 70 周年を迎え、記念式典や特別プログラム等が予定されており、日米交流の更なる推進を図ってまいります。



日米フルブライト交流事業 70 年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>

# スポーツ庁

## 「感動していただけるスポーツ界」の実現に向けて ～第3期スポーツ基本計画の施行にあたり～

### 第1部

### 我が国における 今後のスポーツ施策の方向性

スポーツ政策の在り方を示すスポーツ基本計画についてスポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされているスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

第2期スポーツ基本計画（以下「第2期計画」という。）が令和3年度を期末とすることを受けて、今般、スポーツ審議会の答申を踏まえて、令和4年度からの5年間を期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）が、令和4年3月25日に策定されました。



（スポーツ審議会 早川会長から室伏長官への答申手交の様子）

### 第2期計画期間において生じた出来事

第2期計画期間中は、ラグビーワールドカップ2019が日本で開催されるなど、大規模なスポーツの国際競技大会が開催され、スポーツの意義を再確認する契機ともなりました。この流れのなか、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催

に向けて着実な準備が進められてきました。

しかし、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定しました。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を余儀なくされました。

他方、スポーツ関係者は、そうした状況を打開するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきました。

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったものの、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられました。

このような第2期計画の策定時には予期しえなかった事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化しています。

少子高齢化の進展は、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられます。また、社会の隅々まで様々な技術革新が急速に広がる Society5.0 時代が到来し、先端技術の活用を通じて人々のライフスタイルも大きく変わろうとしています。さらに、国際的には、スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しています。

以上のような動向も踏まえつつ、第3期計画は、第2期計画から引き継ぐべき基本的な考え方等とともに、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した内容となっています。

## スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と示されています。この前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツへの様々な参画を通じて、より多くの人々がその楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められています。

それに当たり、第3期計画ではまず「スポーツ」の捉え方を掲げています。第3期計画では、

- ① スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持ち、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるもの、
- ② ①を基本としつつ、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等の他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与するものとして、「スポーツ」をとらえています。第3期計画では、このようなスポーツの価値を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となると示しています。

スポーツは「みんなのもの」



## 新型コロナウイルスの影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

これまで「スポーツの価値」の重要性は認識されてきましたが、特に第2期計画期間中では、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなりました。

一つは、前述した、「新型コロナウイルスの感染拡大」です。新型コロナウイルスの影響によって、スポーツが、日々の生活から失われたり、制限されたりしました。これによって、個人にとって見た場合には、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失等の悪影響が生じました。また、社会にとって見た場合には、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでした。このような様々な影響が顕在化したことで、むしろ、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなり、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されたところでした。

もう一つは、こちらも前述した、東京大会の開催です。開催前は、大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられた東京大会ですが、そのような中、史上初めて大部分の競技を無観客として大会が開催されました。その結果、大会に「する」「みる」「ささえる」という様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対して以下のようなスポーツの力による大きなプラスの影響をもたらしたと第3期計画では評価しています。

- ・ 困難な状況下でも、世界中のトップアスリートが全力で競技に挑む真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。
- ・ 初めて目に触れる競技等に加え、選手たちが励ましたたえあう姿を見て、スポーツの持つ素晴らしさを確認した。
- ・ 様々な関係者やボランティアの姿を通して、スポーツを支えることの重要性を再確認することができた。
- ・ 「多様性と調和」をコンセプトに、「オリ・パラ一体」を目指し、大会を通して、共生社会を育むことの重要性を認識した。

他方、SNS 等による選手への誹謗中傷や熱中症の課題等、スポーツの価値を享受する前提を脅かす事態等への対応の必要性を再認識したところでした。

このように、東京大会の開催を通じて得られた経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展し、また、スポーツを通じて社会の活性化や課題解決を図っていくために極めて重要な意義を持つものであったとして第3期計画では位

置づけています。

以上のような2つの大きな出来事等により再確認された「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツの政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画においては以下のような打ち出すべき施策の方向性が示されています。

## 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第2期計画では、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、という4つの中長期的な基本方針を掲げました。第3期計画では、この4つの中長期的な基本方針は引き続き踏襲しつつも、この基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践するにあたり、スポーツを取り巻く環境や社会状況の移り変わりとともに、基本方針の指す内容や、実現するための手立てが大きく変化したと示しています。例えば、「人生」であれば、働き方や生活様等々のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じています。また、「社会」であれば、情報化社会・技術の進歩や、様々な視点・価値観を共有し合う多様性を尊重する声の高まりが大きくなっています。そして、「世界」については、ポストコロナ社会を展望していけば、グローバル化・国際化の進展に迅速かつ的確に対応していく必要性が高まっています。最後に「未来」については、人口減少社会を迎えると言われている中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのか（SDGsの展開等）について検討していくことが急務となっています。

以上のように、中長期的な基本方針を踏襲しつつ、生じている社会変化や出来事等を踏まえ、第3期計画において施策を示すに当たり、真に「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」において具体的な施策を位置づけていくことが必要であると第3期計画では示しています。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す、スポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が集まり、課

題の対応や活動の実施を図る、スポーツに「あつまり、ともに、つながる」という視点

- ③ 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る、スポーツに「誰もがアクセスできる」という視点

以下、第1部に示した以上のようなスポーツ施策の今後の方向性のもと、今後取り組むべき施策と目標について、第2部ではお示します。

## 第2部

# 今後取り組むべき スポーツ施策と目標

## 第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けての重点施策

前述の通り、過去に例のない形で開催された東京大会。この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方は、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると一言でも過言ではありません。

そのため、第3期計画においては、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げるとおり、特に重点的に取り組むべき施策群を示しています。

### (1) 持続可能な国際競技力の向上

日本代表選手団は、東京オリンピック競技大会では金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピック競技大会においても総メダル数は過去最高に迫るなどの優秀な成績を収めました。北京冬季大会においてもオリンピックでは総メダル数が過去最高を更新し、パラリンピックでは前回大会を上回る金メダル数となるなど、第2期計画で掲げた政策目標に大きく近づく成果を上げています。このような成果が一過性のもので終わらぬよう、継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要があります。

2021年12月に策定した「持続可能な国際競技力向上プラン」を踏まえ、中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、アスリート育成パスウェイの構築、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境の充実、地域の競技力向上に向けた体制構築等に取り組み、すべてのアスリートが可能性を發揮することができる環境の実現を目指します。

## (2) 大規模大会の運営ノウハウの継承

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えることにつながります。さらに、大会・イベントの開催は、地域の一体感の醸成やスポーツ人口・関心層の拡大等の社会的効果や、観光客数の増加等の経済効果の創出につながります。新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、大会の積極的な招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

## (3) 共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、競い合い、互いを認め合う場となりました。こうした姿は、世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段と深めるとともに、共生社会の価値を実感させました。こうした機運向上を契機として、国籍・性別・年齢・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成に取り組みます。

特に、東京大会を契機に整備された施設に関する情報発信を行う等、実施者のニーズを踏まえた環境整備を促進します。また、東京大会では、選手村に理学療法士等も含めスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して選手のサポートを行い、高い評価を得ました。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面のみならず、恒常的なアスリートのサポート、ひいては人々の日常的なスポーツの場面にも展開することが重要であり、多

様な人材の養成・活用を図っていきます。

さらに、機運向上も生かし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けて減少した子供のスポーツ実施機会を取り戻し、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実や、地域におけるスポーツ機会の確保方策等の総合的な対策に取り組みます。

## (4) 地方創生・まちづくり

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現します。



## (5) スポーツを通じた国際交流

2014年より、①スポーツを通じた国際協力及び国際交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムに取り組んできました。我が国主導で実施された本事業は、結果的に令和3年9月末までに204か国・地域の約1,300万人にスポーツの価値を届けることができました。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮や、持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献を目指しています。

## (6) スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事情については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習・大会に関する健康面からの見

直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいきます。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実等のアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進めます。

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進します。

## 第2章 スポーツの価値を高める「新たな三つの視点」を支える施策

第1部においてお示したような第3期計画の3つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことを第3期計画において示しています。

### (1) スポーツを「つくる／はぐくむ」 (新たな視点①)

既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や状況等に応じて、不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするような以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出
  - ・ 性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境の構築等
  - ・ 教員も含めた指導者の養成や、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実
  - ・ 子供たちが参加する大会の在り方の不断の見直し など
- ② 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成
  - ・ 公認スポーツ指導者制度（(公財)日本スポーツ協会）等の指導者講習や資格取得の充実を支援
  - ・ 暴力・不適切指導の根絶 など
- ③ スポーツ界におけるDXの導入
  - ・ VR・ARや先進的なデジタル技術等を活用した、新たなスポーツ実施機会の創出、選手強化活動における分析や支援 など

### (2) スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 (新たな視点②)

様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成します。また、スポーツの機会の提供や社会経済の活性化にあたり、様々な人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の解決等に取り組めます。そのためにも、以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① スポーツを通じた共生社会の実現
  - ・ 施設の整備やプログラムの提供、啓発活動等を通じて、様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築 など
- ② スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化
  - ・ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化を図るための経営人材の育成やネットワークの構築
  - ・ 国、地方公共団体の様々な部局、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の取組の一体的な連携 など
- ③ スポーツを通じた国際交流・協力
  - ・ スポーツ分野の政府間協力の推進、国際スポーツ界の意思決定への参画、日本のスポーツの魅力発信 など

### (3) スポーツに「誰もがアクセスできる」 (新たな視点③)

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障害、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、途中で理不尽・非合理に離れたりすることがないように社会の実現や機運の醸成を図るため、以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
  - ・ 総合型地域スポーツクラブの体制強化・役割の拡大等を通じた地域スポーツ環境の構築
  - ・ オープンスペース等のスポーツができる場の創出、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進 など
- ② アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実
  - ・ オリンピック・パラリンピック競技とともに、アスリートの発

掘・育成・強化までを一貫して行うNFにおけるパスウェイの構築の支援

- ・全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、関係機関の連携強化や人材育成等の促進 など

③本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないような継続的なアクセスの確保

- ・本人の希望によらず、けが・障害や不適切な指導などの理由でスポーツの機会を失うことがないように、スポーツ実施者の安全・安心を確保 など

### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

第3期計画では、第2部第1章・第2章に掲げた施策も含めて、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む以下のような12の施策群を示しています。

まず、スポーツの振興を図るための施策として(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、(2)「スポーツ界におけるDXの推進」、(3)「国際競技力の向上」、(4)「スポーツの国際交流・協力」を提示しています。

次に、スポーツによる社会活性化・社会課題の解決を図るための施策として、(5)「スポーツによる健康増進」、(6)「スポーツの成長産業化」、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」、(8)「スポーツを通じた共生社会の実現」を提示しています。

最後に、上記の施策を実現するための必要となる基盤や体制を確保するための施策として、(9)「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」、(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」、(11)「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」、(12)「スポーツ・インテグリティの確保」を掲示しています。

#### (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

国民のスポーツ実施率の向上を通じて、一人一人が日々の生活の中でスポーツの価値を享受することができる社会を目指します。具体的には、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になることや、部活動改革の着実な推進、1週間の総運動時間が60分未満の児童・生徒の割合の半減、女性や働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの

関心度の向上などを目標とします。

競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの価値であるという認識の拡大を図り、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、運動・スポーツが実施できる環境整備を行います。

中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行を着実に実施するとともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進します。

また、女性の運動・スポーツの実施促進のための取組や、働く世代・子育て世代が通勤時間・休憩時間等を活用して運動・スポーツできるような環境整備を進めます。

大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大に向けては、特に大学トップ層への大学スポーツ重要性の理解の促進、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築の加速化を図ります。

#### (2) スポーツ界におけるDXの推進

IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まっています。そのため、スポーツの実施において先進デジタル技術やデータの活用を促進することを目指し、地域で孤立している人や健康上等の理由で外出が困難な人など、多様な主体が平等にスポーツを実施できるよう、デジタル技術を活用します。また、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進や、スポーツに係るデータの集約・解析や様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方について検討を進めます。

また、デジタル技術やそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、「する」分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつあります。DXによるスポーツの価値向上やそれによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているものの、いまだ大きな進展が見られない等の現

状があります。そのため、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進することを目指し、デジタル技術を活用したビジネスモデルの優良事例の収集・横展開、事業者への表彰や、競技者同士が場所・時間を気にすることなくスポーツを楽しむことができる取組を支援します。また、デジタル技術の活用やデータ分析等によるビジネスモデルを創出できる人材の育成・拡大を図ります。

### (3) 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民の誇りや感動につながり、国に活力をもたらすものです。我が国の国際競技力の向上に向けて、第3期計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月策定）に基づき、以下の取組を着実に進めます。

一つ目は、中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立です。NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立します。

二つ目は、アスリート育成パスウェイの構築です。国、地方公共団体、競技団体等が行うアスリートの発掘・育成・強化の取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋（アスリート育成パスウェイ）の構築を支援します。

三つ目は、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実です。スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図ります。

四つ目は、地域における競技力向上を支える体制の構築です。HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備します。

スポーツ庁では、これらの取組を通じ、持続可能な国際競技力向上を図ります。

### (4) スポーツの国際交流・協力

2024年パリ大会等に向け、国際的な情報収集や戦略的な情報発信を積極的に実施するため、国際スポーツ界において活躍できる人材の育成を支援し、政府間会合への参画及び合意事項の実現等により、スポーツの国際展開のための強固な基盤形成に取り組んでいます。

また、スポーツ産業の国際展開を促進するため、情報発信や国内外のネットワーキング支援を目的とするプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を展開し、日本が有する魅力的なスポーツコンテンツやスポーツ産業を積極的に国際展開していくことで、我が国のスポーツ市場を拡大していくことを目指しています。



（室伏長官が「ハンマー書道」で書いた直筆のJSPINロゴマーク）

東京2020大会の開催国として、スポーツを通じた国際協力及び交流等に官民協力で取り組んできたSFTプログラムによるレガシーを発展させ、国際的に日本のスポーツの存在感を示すとともに、SDGsの達成に貢献するため、官民協力による取組を先導し成果を国内還元するポストSFT事業を推進する取組を行っています。

また、今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会をはじめ、様々な大規模国際競技大会が開催される予定です。国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与していきます。

### (5) スポーツによる健康増進

国民医療費が年間40兆円を越え、高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっています。地域住民の多様な健康状態やニーズに

応じてスポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指します。

特に、関係機関とも連携の上、健康増進に資するスポーツに関する研究の充実や利用促進を図ることは重要です。スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等について、調査研究の充実と蓄積された科学的知見の普及・活用を図り、運動習慣者の割合の増加に取り組みます。

また、地域における科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化の促進により、住民の健康増進を図るとともに、教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進して、地域住民を医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築します。加えて、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率が低い傾向にあること、テレワークの浸透等により生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加していることも踏まえ、従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者を増加させることで、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図ります。

## (6) スポーツの成長産業化

スポーツの成長産業化に向け、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大することを目指しています。

我が国では、日本プロサッカーリーグやジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ等の地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつあるなかで、スポーツ市場規模も2018年時点で約9兆円と順調に推移してきておりましたが、その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による市場の伸び悩みが懸念されています。

スポーツ産業を再び活性化させ、成長産業化への道筋を明確なものとするため、スポーツ庁では、地域経済の活性化の基盤となるスタジアム・アリーナ施設の整備、プロスポーツを含めた各スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションによる新しいビジネスモデルの創出支援、経営人材の育成等によるスポーツ団体の経営力強化支援、アジア等の国際市場に対するスポーツコンテンツの輸出やインバウンド促進に向けた魅力あるスポーツ活動の促進に取

り組んでまいります。



〔「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定表彰式のトロフィー〕

## (7) スポーツによる地方創生、まちづくり

全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進します。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%まで増加させます。そのための具体的施策として、スポーツによる地方創生を加速化させるよう、地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊などの国の施策の活用を促進させるとともに、日々の個別具体業務の中で、スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であることを意識し、「首長などのリーダーシップの下、地方公共団体内外の関係各所が連携して地域をあげて取り組む必要があること」「様々な地域のスポーツ資源がまちづくりの触媒になり得ること」など、従来の「発想を転換」して推進します。

こうした発想の下で具体的には、(1)から(12)の取組のほか、スポーツによる地方創生の取組の一つである「スポーツツーリズム」を更に推進するため、アウトドアスポーツ、武道などのスポーツ資源を活用したコンテンツを積極的に開発するとともに、担い手である「地域スポーツコミッション」の経営の安定性を高める活動に加え、経営の基盤となる人材の育成・確保に取り組みます。

## (8) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じて、スポーツを軸とした共生社会の実現を目指します。

障害者のスポーツ実施率は、成人一般と比べると依然として大きな隔たりがあります。障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）、障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度とすることなどを目標として掲げ、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備や障害者スポーツ用具の整備・利用促進に取り組むとともに、障害者スポーツに係る情報発信の充実やボランティアの参加促進等を通じて、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図ります。

また、女性のスポーツ実施率が男性に比べて低いことも踏まえ、女性のスポーツ参画促進と、スポーツを通じた女性の活躍を図ることも重要です。女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツに関し、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進します。さらに、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけられるよう、スポーツ団体における女性役員の登用・育成を支援します。

## (9) スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

国民がスポーツに関わる機会を安定的に確保するためには、スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力強化を図ることが重要です。

スポーツ団体の組織運営の透明性を確保するとともに、団体間の情報共有や外部人材の雇用創出等の支援により、戦略的な経営を行う組織体制の拡充を図るため、スポーツ庁では、関係団体と連携したスポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等の実施、スポーツ団体間の横連携を促進するための競技横断的な情報交換の場の確保、スポーツ団体に所属して戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創出支援等の施策に取り組めます。

## (10) スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる「場づくり」を実現するため、スポーツ施設の全体最適化を進めながら、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、ハード・ソフト両面のユニバーサルデザイン化の推

進等により、地域スポーツ環境の量的、質的な充実を進めていきます。

スポーツに関する地域の団体や人材連携の促進や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の体制強化と役割の拡大、地域のスポーツ環境に係る情報の見える化などにも取り組みます。特に、総合型地域スポーツクラブについては、令和4年度から登録・認証制度の運用を47都道府県で開始し、質的な向上を図るとともに、スポーツ少年団については、受け入れ体制拡大のための指導者の確保や多様目型の少年団の増加を図ります。

また、国民がスポーツに親しむためにはスポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保も重要です。そのため、スポーツ庁では、スポーツ団体における人材育成計画の策定を促進するとともに、アスリートのキャリア形成、多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の育成、選手を支える専門スタッフ等の活躍の場の拡充、スポーツ推進委員の有効活用等の取組を推進・支援していきます。

## (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保するためには、暴力や不適切指導等の根絶が必要ですが、各スポーツ団体における取組に差があることや、無資格指導者による不適切指導が一定存在しているなどの課題があるため、資格取得の促進や研修などを通じて暴力等を行わない指導者の養成を図りつつ、関係団体と連携した相談窓口の一層の周知・活用等に取り組めます。

また、アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっています。スポーツ庁では、統括団体をはじめとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発や相談窓口の周知等に取り組むほか、アスリート等に対する心理サポートの充実を図るなど、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

さらに、国民一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備するため、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みの整備や、スポーツ関係者に対する事故防止に関する研修等の充実に取り組むとともに、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえたスポーツ大会の開催時期等の見直しを図っていきます。

## (12) スポーツ・インテグリティの確保

国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるよう、グリーンでフェアなスポーツの推進に向けたスポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を図ることが重要です。スポーツ庁では、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範となる「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定しており、引き続き本コードの普及に努めつつ、制度運用等について必要な見直し等を行います。

また、スポーツにおける紛争解決制度の整備を進めるため、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、スポーツ団体が取り組む適切な紛争解決制度の構築やスポーツ仲裁機構における仲裁・調停制度の見直し等を支援していきます。

フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）常任理事国として、国際的なドーピング防止活動に積極的に取り組んでいます。

また、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活動、検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象としたドーピング防止教育を推進しています。

加えて、アスリートにとってグリーンでフェアなスポーツに参加する権利が守られることも極めて重要であることから、ドーピング防止活動の充実も図っていきます。東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際基準等に基づき必要な検査体制を構築するとともに、国内の関係機関と連携を図り、国内関係者のドーピング防止活動に関する教育を一層推進していきます。また、世界ドーピング防止機構（WADA）への参画による国際的なドーピング防止活動にも貢献し、引き続きスポーツにおける公平性・公正性の確保に努めていきます。



(第3期スポーツ基本計画 紹介動画  
スポーツ庁のホームページにて公開中)

# 文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組めます。

## 文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

### (1) 文化芸術推進基本計画について

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、これまでの文化芸術政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり等の関連分野における施策を取り込んだ新たな「文化芸術基本法」が成立しました。同法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第1期文化芸術推進基本計画」を平成 30 年 3 月に策定しました。

基本計画では、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有するものであることを明確化し、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として四つの目標と、5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）の文化芸術政策の基本的な方向性として 6 つの戦略を定めています。

基本計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めているところです。

令和4年度は、第1期基本計画の最終年度となります。第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、次の5年間を見据えた第2期基本計画の策定に向け、検討を進めてまいります。

### (2) 文化庁の予算及び組織について

令和 4 年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開や創造支援、子供たちの芸術教育体験や文化芸術の担い手育成、「文化財の匠プロジェクト」等の推進による文化資源の持続的な活用の促進、文化振興を支える拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など、対前年度1億円増の 1,076 億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、Living History（生きた歴史体感プログラム）事業などを通じて、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和3年度補正予算としてコロナ禍からの文化芸術活動の再興を支援する「ARTS for the future! 2」や、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を提供する取組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域固有の伝統行事等に対する伝承のための支援など、文化庁の一度の補正予算としてはこれまでにない大きな規模となる、総額 905 億円を計上しました。

### (3) 文化庁の京都移転に係る取組について

文化庁の京都移転については、京都府において工事が進められている新庁舎が令和 4 年 12 月下旬に竣工した後、令和 5 年 3 月中に移転後の文化庁において中核となる組織の引越しを行い、令和4年度中に業務開始を目指すこととしております。残りの部署については令和 5 年 5 月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状況を踏まえながら、順次、可及的速やかに移転を進めることを目指します。

また、令和元年度及び令和2年度には移転予定部署の職員が京都で執務を行うとともに、テレビ会議やウェブ会議等を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行い、令和 3 年 6 月には、その結果について国会への報告を行いました。

今までのシミュレーション等を通じて洗い出された課題について、文化庁を中心に関係府省庁が連携し、必要な対策を講じることにより、文化庁の京都移転が円滑に進めら

れるように努めてまいります。

## コロナ禍における 文化芸術活動の現状と対応

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、文化芸術関係イベントの中止・延期・規模縮小を余儀なくされるなど、文化芸術活動は多大なる影響を受けてきました。令和3年のライブ・エンタテインメント市場の規模はコロナ前の令和元年と比べて55%を超える減少となっており、文化芸術分野は飲食業や宿泊業と比べても活動の落ち込みが大きいなど、文化芸術は、コロナ禍で最も大きな影響を受けた分野の一つです。オミクロン株の流行もあり、引き続き文化芸術活動を取り巻く現状は厳しい状況にあります。

このため、文化庁では、これまで、累次にわたる補正予算や予備費を活用し、文化芸術団体による感染対策を十分に実施した上での積極的な公演開催等への支援、文化施設の活動継続・発展等に向けた取組の支援などを行ってまいりました。

加えて、文化施設における感染拡大予防ガイドラインの策定支援や周知、文化芸術関係者に対するワクチンの職域接種などを含め、あらゆる手段で文化芸術活動に対する力強い支援に取り組んでまいりました。

引き続き、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて、あらゆる手段を通じて取り組んでまいります。

## 博物館・劇場等の振興

### (1) 博物館の振興

#### ① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、博物館数の増加、設置形態の多様化など、博物館を取り巻く環境に大きな変化が生じてきました。さらに、近年では資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割や機能にとどまらず、

博物館に求められる役割が多様化・高度化してきています。

これらの背景を踏まえ、文化審議会博物館部会において博物館の制度と運営に関する検討を行い、令和3年12月に「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」が取りまとめられました。本答申では、これからの博物館に求められる役割・機能として、「守り、受け継ぐ」、「わかち合う」、「育む」、「つなぐ、向き合う」、「営む」の5つの方向性が示されており、この方向性の下に博物館の底上げ・盛り立てを達成するための新しい博物館登録制度の方向性が示されています。

こうした議論を受け、博物館法の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和4年4月8日に成立、同15日に公布しています。本法案では、①博物館法が社会教育法に加え、文化芸術基本法に基づくことの規定、②博物館の事業として、他の社会教育施設等と連携しながら地域の活力向上に寄与することを努力義務として追加、③博物館設置主体の多様化を踏まえた登録制度の見直し等を行っています。

本改正を踏まえ、博物館職員の資質向上のための研修、特色ある取組を行う博物館の活動や博物館同士のネットワーク化への支援等を行い、博物館の振興のための取組を進めてまいります。

#### ② 国立美術館・博物館における取組

##### i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館（本館・国立工芸館）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。さらに、令和2年10月には東京国立近代美術館別館が石川県に移転し、日本で唯一の工芸を専門とする国立美術館（国立工芸館）として活動を行っています。

##### ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・

保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した平常展、企画展などとともに、文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。また文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築しています。同時に、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組みます。

### iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和4年度は、地域振興を目的として新たに開発した巡回展示や、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

### iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

国立近現代建築資料館では、我が国の近現代建築資料における劣化、散逸、海外流出防止を目的として、情報収集、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

## (2) 劇場・音楽堂等の振興

### ① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場、

音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

### ② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。さらに、国立劇場本館が開場から50年以上経過し老朽化が進んでいることから、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和11年の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

## 文化芸術によるイノベーションの創出、 国家ブランドの強化

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密

に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

### (1) 「日本博」の推進について

「日本博」は、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトであり、「日本人と自然」という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要の回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化を図ります。

文化資源の集中展示やダイジェスト版公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実際に体感できる取組の推進に加え、新型コロナウイルス感染症が流行している状況下における取組として、国内外の多くの方々が自宅等でも日本博を楽しむことができるよう、多様なデジタルコンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組むことにより、「リアル体験」と「バーチャル体験」を組み合わせ、全国各地で展開しています。

### (2) 企業等による芸術文化活動への支援

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

あわせて、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

### (3) 日本の文化芸術のグローバル展開

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修会や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字作品、映画、メディア芸術の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

### (4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、ICT等も活用して双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。



写真①：第12回日中韓文化大臣会合（2021）



写真②：カンボジア、サンポー・プレイ・クック遺跡群の保存・修理のための人材育成事業（写真提供：筑波大学）

## 舞台芸術活動等の推進

### (1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、芸術の創造と発展を図ることを目的として、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うアートマネジメント人材を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング オペラ「チェネレントラ」© 寺司正彦

## メディア芸術の振興

### (1) アニメーション・漫画などのメディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、文化庁メディア芸術祭の開催を一つの柱として我が国の優れたメディア芸術作品を国内外に発信しています。また、優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

### (2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

## 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

### (1) 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

#### ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽研修会に加え、令和元年度から小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員

等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

### ② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場・音楽堂等における子供たちの文化芸術鑑賞・体験機会が多く失われている状況に鑑み、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

### ③ 文化部活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

さらに、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施します。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第46回となる令和4年度は、「江戸の街 光織りなす文化の花」を大会テーマとして、東京都において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の

伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



とうきょう総文2022大会マスコットキャラクター ゆりーと

## (2) 地域における文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供します。また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにし、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

## 文化芸術による共生社会の実現

### (1) 障害者等による文化芸術活動の推進

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同法に基づく国の基本計画が平成31年3月に策定されました。この計画に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところです。また、障害のある方々の文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、令和4年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



CONNECT ⇄\_ ~つながる・つづく・ひろがる~

## (2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌコロ コタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理

解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）

※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語



国立アイヌ民族博物館

## (3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和4年度は、「文化芸術の花 咲いわり」をキャッチフレーズに、「第37回国民文化祭」が10月から沖縄県において開催されます。

さらに、外国人の訪日意欲の喚起や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中核として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援し、全国各地の多様で豊かな文化を国内外へ発信しています。



美ら島おきなわ文化祭 2022 特別広報大使 花笠マハエちゃん



六本木アートナイト (© 六本木アートナイト実行委員会)

## 生活文化等の振興と保護

### (1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和4年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

### (2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸

外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和4年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、食文化の活性化に向けて、食文化の担い手による保護・継承活動の促進、インバウンド需要の創出支援等を講じていきます。

## 文化財の保存と継承

### (1) 文化財保護を巡る近年の動向

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、文化財の裾野を広げて保存・活用を推進するとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めた「文化財保護法の一部を改正する法律」(令和3年法律第22号)が、令和3年4月に成立しました。令和4年3月末時点では、登録無形文化財が2件、登録無形民俗文化財が2件登録されています。

令和3年8月には文部科学大臣が文化財の保存に係る課題に関して文化審議会に審議要請を行いました。文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会を立ち上げ、令和3年10月から審議を開始しており、令和4年5月には中間報告を取りまとめる予定です。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性については第三専門調査会で調査され、今後報告書を取りまとめる予定です。

さらに、企画調査会での議論も踏まえ令和3年12月に、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画(令和4年度～令和8年度)として、「文化財の匠プロジェクト」が文部科学大臣決定しました。本プロジェクトでは、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確

保等の取組を推進します。

## (2) 地域における文化財の保存・活用

平成 30 年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和4年4月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定も含む域内の文化財を幅広く把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・政令市・中核市・市のみならず認定市町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和3年12月末現在、58市町が作成した地域計画が、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の策定は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に



基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。

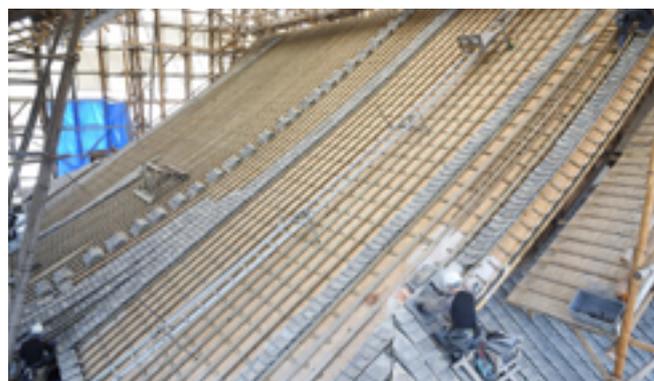
## (3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

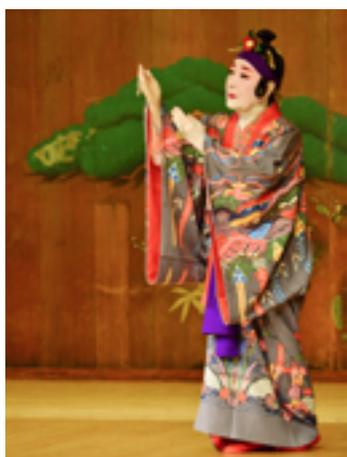
東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。



本隆寺本堂 本瓦葺施工（北面）（写真提供：京都府／本隆寺）



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観  
(写真提供：岩国市) (令和3年10月11日選定)



重要無形文化財「琉球舞踊立方」保持者：志田房子  
(撮影：神田佳明、提供：横浜能楽堂) (令和3年10月28日認定)



登録無形民俗文化財「讃岐の醤油醸造技術」木桶を用いた仕込みの様子 (香川県小豆島町) (令和3年9月30日登録)



南越前町今庄宿重要伝統的建造物群保存地区  
(提供：南越前町教育委員会) (令和3年8月2日選定)



糸魚川市根知の糸魚川-静岡構造線  
(写真提供：糸魚川市) (令和3年3月26日指定)

#### (4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）の調査と活用のための技術的な指針として作成した『水中遺跡ハンドブック』の説明会等の実施を通じて、地方公共団体による水中遺跡の保存活用を推進するための支援を行います。加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

#### (5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。引き続き壁画の保存管理を行いながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館

四(し) 神(じん)の館(やかた)において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開をすすめます。

## (6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和3年7月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産一覧表に記載されました。また、令和4年2月には「佐渡島の金山」をユネスコに推薦しました。引き続き、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和3年3月には、「風流踊(ふりゅうおどり)」を無形文化遺産の代表一覧表に再提案しています。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

## (7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受けて、国宝・重要文化財の管理状況等を調査したところ、多くの文化財で、消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この状況を踏まえ、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とし総合的・計画的に防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月23日大臣決定)を策定しました。また、消防庁においても「国宝・重要文化財(建造物)等に対応した防火訓練マニュアル」が作成されました。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に文化財の防

火対策及び耐震対策が盛り込まれ、文化財を災害から守るために必要な防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

## 文化財をはじめとする 文化資源を活用した付加価値の創出

### (1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

## 文化観光の推進

### (1) 文化観光推進法について

#### (1) 文化観光推進法について

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、

地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和4年4月現在、本法に基づき、41件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることにしています。

## (2) 日本遺産の磨き上げ・魅力発信

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (JapanHeritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和4年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産を通じた地域活性化・観光振興に資する情報発信や人材育成、普及啓発、活用整備に係る事業等に対して支援を行っています。



「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

## 社会の変化に対応した 国語・日本語教育に関する施策の推進

### (1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では、平成26年2月に「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめています。また、令和3年3月には、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「障害」の「害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。そして現在は、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題を取り上げ、その改善に向けた検討を開始しています。

なお、上記の公用文に関する報告に基づいて、令和4年1月に、文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知を依頼する内容の通知が出されました。これによって、昭和27年から政府内で用いられてきた「公用文作成の要領（国語審議会建議）」に代わり、新しい建議が公用文作成の手引として活用されはじめています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁HP）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため毎年実施しているものに、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があります。加えて文化庁ウェブサイトでは、「国語施策情報」で過去から現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へ

ようこそ!」を公開するなど、国語施策に気軽に親しむための機会を提供するよう努めています。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和4年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、加えてアイヌ語のアナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、アーカイブ作成推進のための人材育成、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めています。

## (2) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語教育に関する様々な課題について検討を行っています。近年では、日本語教育が必要な外国人等の日本語教育に関わる日本語教育人材を日本語教師・日本語教育コーディネーター・日本語学習支援者に整理し、その役割・段階・活動分野に応じて求められる資質・能力及び養成・研修における教育内容やモデルカリキュラムを示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)改定版を平成31年3月に示すとともに、この報告を踏まえ、日本語教育能力の判定について審議を行い、令和2年3月に「日本語教育の資格の在り方について」(報告)を取りまとめました。

その後、日本語教師の資格制度の詳細等について検討を行うため、有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて、令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて」(報告)を取りまとめました。現在、制度化に向けて検討を進めています。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」活用の手引の取りまとめを行いました。今後「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールや生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発などを進めていきます。

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援しています。



文化庁事業による地域の日本語教室の例

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」(令和2年6月公開)の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

<参考:「つながるひろがる にほんごでの暮らし」ウェブサイト> <https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能

力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。

## 新しい時代に対応した 著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

### (1) DX時代に対応した著作権制度・施策の在り方について

令和3年7月19日、文部科学大臣が文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問しました。

この諮問の背景には、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」による環境の変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、さらなる文化の振興を図る必要があること、また、過去のコンテンツに加え、無数の創作されるコンテンツは、その著作権者などの探索といった権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声がありました。また、政府における規制改革実施計画や知的財産推進計画2021等の方針を踏まえたものです。

同年8月以降、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等も含め、多様な関係者からのヒアリングやパブリックコメントを行い、簡素で一元的な権利処理方策について、集中的かつ丁寧に議論を進め、12月22日付で『DX時代に対応

した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』（中間まとめ）がとりまとめられました。

中間まとめでは、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のみならず、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、新たな権利処理の仕組みを創設するといった方向性が示されました。

中間まとめ以降も引き続き、文化審議会著作権分科会において、法制的課題や国内法制・条約との関係等について、議論が進められています。



### (2) 令和3年著作権法改正の図書館資料の公衆送信に関する制度

令和3年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）」が成立し、令和3年6月2日に公布されました。

今回の改正では、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようになるための規定が整備されました。従来から、図書館関係の権利制限規定については、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化しました。

これを受け、本法律では、図書館資料について、権利者保護のための厳格な要件設定や補償金の支払いを前提

に、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が著作物の一部分のメール送信等を実施できることとしています。この補償金の支払いは、法律上図書館の設置者が義務者とされていますが、実際の運用では、このサービスの受益者である利用者が、補償金相当額を負担することが想定されます。

制度の実施に当たっては、関係者の間で一定のルールを定めておく必要があります。現在、図書館等、権利者・出版社などの関係者が参画する協議会において、送信対象資料に関する事項や、補償金額の料金体系・水準、図書館や利用者の要件、実際の事務処理スキームなどについて検討が進められており、令和4年夏頃を目途に制度の運用に当たってのガイドラインを策定する予定となっております。

その後、補償金額の決定と文化庁の認可などの所要の手続きを経て、令和5年度の始めには、サービスが開始できるように準備を進めております。

### (3) 「授業目的公衆送信補償金制度」について

本制度は、ICTを活用した教育を推進することを目的に、地方公共団体や学校法人等の教育機関の設置者が、文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」に対し一括して補償金を支払うことにより、教育現場において個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で、講義の映像や資料の送信などを行うことができるようにするものです。令和3年度からの補償金額は、児童生徒等一人あたり小学校 120 円、中学校 180 円、高等学校 420 円などとなっております。

まず、この制度の対象は、あくまで授業の過程での利用に供することを目的とする場合である点にご留意いただく必要があります。この制度により、児童生徒がいつでも自由に他人の著作物が使えると誤解しないよう、各現場での周知にご協力くださいますようお願いいたします。

この制度の運用指針については、教育関係団体と権利者団体等で構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表しています。昨年は、感染防止対策が求められる中、学校や教育委員会から運動会など特別行事におけるオンライン活用のニーズがあったことから、運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視

点を加えた追補版が作成されています。

令和3年度の利用状況ですが、12月時点で、小学校から高等学校までは7割から8割、特別支援学校は約9割の学校から申請をいただいております。

補償金は、著作物の利用実績に基づいて、最終的には著作権者に分配されます。利用実績の報告に当たっては、サンプル調査として全国約 1,000 校の学校にご協力いただいております。調査のご協力に感謝いたしますとともに、SARTRAS から、令和4年度の利用実績報告の依頼を行っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

【参考】「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」等

<https://sartras.or.jp/seido/>

### (4) 著作権教育の充実

昨今、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、誰もが著作物を創作し、利用することができるようになったため、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけなければならない状況となっております。過去には、中学生が人気漫画を動画投稿サイトに無断でアップロードし、著作権法違反で逮捕される事例も生じており、子供がネット上のトラブルに巻き込まれないためにも、学校現場において著作権に関する教育をより一層推進することが求められています。

小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。このため、文化庁では、教職員を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しています。この講習会では、著作権制度だけでなく、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、動画や漫画形式の著作権学習教材のほか、学校活動における著作物の使い方に関するパンフレット等を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思います。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

## (5) インターネット上の海賊版対策

現在、インターネット上の海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者などの正当な利益を確保するために、政府が一丸となり海賊版対策に取り組んでおります。

各省庁が取り組むべき課題をまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合対策メニュー」のうち、文化庁では、主に「著作権教育・意識啓発」や「国際連携・国際執行の強化」、「リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化」について取り組んでいます。

「著作権教育・意識啓発」については、普及啓発リーフレットの作成・配布、政府広報による発信などを行っています。

【参考】政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202012/3.html>

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、深刻な問題となっています。そこで文化庁では、「国際連携・国際執行の強化」として、海外における著作権保護の推進のため、政府間協議の場を通じた関係国・地域への働きかけ、アジア・太平洋諸国の政府職員等を対象とした研修、一般消費者を対象とした普及啓発活動等の国際的な取組も実施しています。

また、「リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化」については、令和2年に成立した著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正法において、ユーザーを海賊版に誘導する「リーチサイト」等や海賊版のダウンロードに対する規制といった著作権等の適切な保護を図るための措置を講じています。

これらの取組もあり、アクセス数が多い海賊版サイトの上位10サイトのうち、いわゆるダウンロード型サイトの月間アクセス数は一定程度抑制されています。一方で、ダウンロードを伴わないオンライン型サイトの利用は増加しているというデータもあり、被害は深刻な状況が続いています。引き続き、官民で連携し海賊版対策に取り組んでまいります。

## 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

### (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

# 三重県における 外国人児童生徒教育について

## ～コロナ禍におけるオンライン日本語教育と今後の展開～

### はじめに

本県の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和3年5月1日時点で2,301人となっており、津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、松阪市、桑名市、亀山市の7市に9割以上が在籍している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、直近の2年間は微減となっているが、今後、さらに増加していくことが予想される。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する自治体数は29自治体中21自治体、学校数494校中233校と広域に及んでいる。

本県の日本語指導が必要な児童生徒の在籍率は全国的にも高く、外国人児童生徒の受入体制の整備や、日本語指導教育に注力してきた。平成19年度～平成22年度には、文部科学省から「外国人児童生徒支援総合連携事業」の委託を受け、県内の集住地域の協力を得つつ、外国人児童生徒の受入から初期の適応指導、日本語指導、教科学習につながる教材や指導方法などについて調査・研究を行った。その後も、散在化や多言語化に対応するべく、各市町や関係機関と連携して様々な取組を進めている。

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、在籍している児童生徒に対しての支援は、外部から母語支援員が十分に派遣できないこともあるなど、十分な支援体制が整っているとは言えない。

本稿では、本県における外国人児童生徒教育の、就学～進路実現までの一貫した学びを保障できる体制構築に向けた取組を報告したい。

### 1. 三重県の外国人児童生徒教育の4つの柱

本県の外国人児童生徒教育は、

① 外国人の子どもたちの就学等についての取組

- ② 外国人児童生徒への学習支援についての取組
- ③ 外国人児童生徒教育における教職員研修の取組
- ④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

の4つの柱で取組を行っている。

①については、先述の「外国人児童生徒支援総合連携事業」において、外国人児童生徒受入手引書『ようこそ学校へ』が作成された。県内の各市町教育委員会では、この手引書を参考に外国人の子どもたちの受入を進めている。また、集住地域の市町では、独自に受入マニュアルを作成し、外国人の子どもや保護者に日本での学校生活の説明を行っているところもある。県教育委員会では、令和2年度に、各市町での受入をよりスムーズに行えるよう、7か国語に翻訳された『就学パンフレット』を作成し、配付するとともに、電子版をホームページに掲載した。

また、日本の学校生活や教育制度に関する情報を提供し、子どもや保護者の情報不足からくる誤解や戸惑いを解消することを目的として、本県の多文化共生の分野を所管するダイバーシティ社会推進課においてNPO法人等と協力し、令和元年度に「三重県プレスクールマニュアル」を作成した。学校生活を送る上で、必要なことに配慮した初期日本語学習教材『みえこさんのにほんご』（三重県国際交流財団作成）の絵カードを使用し、具体的に指導するときの例を挙げ解説するなど、外国人の子どもたちが新入学、転入学する前に、学校の文化や学習について理解し、スムーズに適応していけるよう工夫されている。外国人児童生徒を受け入れる市町では、県教育委員会作成の「ようこそ学校へ」や「就学パンフレット」と併せて活用され、外国人の子どもたちの就学促進の一助となっている。

各自治体内で受入から就学をスムーズに行うためには、行政内の横のつながりが必要不可欠である。ある市町では、戸籍や住民登録を行っている関係課と連携し、新たに転入してきた外国人の世帯の手続きを行う際に、就学年齢の子どもがいる場合は、教育委員会で説明を受けることを勧め、住民票等の手続きを終えた後に、教育委員会に案

内している。また、一定の時期に就学実態調査を自治体独自に行い、不就学の世帯に家庭訪問し、就学を促す取組を行っている市町もある。家庭訪問では、母語がわかる支援員が同行し、外国人住民の方や子どもが不安を感じることのないような配慮もされている。

県と市町、関係機関等が連携し、就学についての取組を進めた結果、現在は不就学の外国人の子どもは県内全体で1桁程度となっている。

②については、市町教育委員会と連携し、日本語初期指導、適応指導、教科指導の確立に向けた支援を行っている。集住地域においては、小中学校の施設と独立した日本語初期指導教室の開設や、拠点校への日本語指導教室の設置を行い、域内の日本語初期指導が必要な児童生徒を通室させ、日本語の初期指導を行っている。外国人児童生徒の在籍が少ない地域など、日本語初期指導教室を独自で開設することが難しい自治体においては、『みえこさんのほんご』等を活用し、日本語の初期指導を進めている。

生活に必要な日本語を習得した児童生徒であっても、授業に参加したときに、授業で 사용되는言い回しや、専門的な用語などの学習言語を理解できないことが多い。本県では、JSLカリキュラム等、教科学習につながる教材と指導方法を研究し、その成果を普及することで、日本語初期指導後の、学習言語でのつまずきの解消を図った。さらに、県教育委員会が示した手引きを基に、それぞれの市町では、各教科における、それぞれの単元での学習に必要な単語や表現をリストアップするなどバージョンアップし、学習言語でつまずくことのないよう、工夫した取組を行っている。

県教育委員会では、県内すべての地域で日本語の初期指導を行うことができるよう、ポルトガル語やスペイン語などの外国語を話すことのできる外国人児童生徒巡回相談員（以下、巡回相談員）を雇用し、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に派遣を行っている（令和4年度は5言語16名）。巡回相談員は、派遣先の学校で、日本語初期指導や適応指導、通訳・翻訳業務を行っている。巡回相談員が来校し、母語を聞くだけで安心するという児童生徒もあり、学習面だけでなく精神面での支えにもなっている。また、派遣先の学校の教員とともに保護者と面会し、相談を受けることもあり保護者の不安解消にも繋がっている。通訳・翻訳業務については、学級だよりや学校だより、進路関係の資料など児童生徒や保護者向けの文書の翻訳を行っており、コロナ禍において、学校から緊急で保護者

に伝えなければならないことも多いため、需要が高まっている。巡回相談員が児童生徒とかかわる時間を確保するため、令和2年度から、通訳・通訳業務を中心に行う外国人児童生徒巡回支援員（以下、巡回支援員）をポルトガル語、スペイン語、タガログ語で1名ずつ配置した。今後も、巡回相談員、巡回支援員を派遣し、日本語指導の充実を図っていく。

さらに、令和2年度から、県内すべての日本語指導が必要な児童生徒が日本語初期指導を受けることができるよう、オンライン日本語教育に取り組んでいる。これについては後述する。

③について、集住地域では、それぞれの地域の実情に合わせ、有識者を招聘した講演会や指導方法の交流、検討会などが開催されているほか、県教育委員会として、毎年、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町及び学校の担当者が参加する外国人児童生徒教育検討会議を開催している。県内で先進的な取組を行っている市町が成果報告を行ったり、参加者がグループ協議を行ったりしている。令和3年度は、外国人児童生徒が在籍する市町や学校を中心に70名以上が参加した。参加者からは、「先進的な取組を参考にして、子どもにかかわっていきたい」「同じような悩みを共有し、協議することができた」などの感想があった。

④については、義務教育段階のみで行うのではなく、就学前の取組や高校教育等とも連携していく必要がある。県内の集住7地域において、外国人児童生徒、保護者のための進路ガイダンスが開催されている。それぞれの進路ガイダンスでは、児童生徒が進学する可能性のある高等学校の担当者が、その学校の特長や卒業後の進路などを説明するとともに、同じ域内から高校に進学した高校生が、現在の状況などを語る場面も設定されている。さらに、保護者向けに、高校進学後にかかる費用や奨学金などの説明を母語で行うなど、経済的な不安の解消にも努めている。

また、本県では、中学3年生で日本語の習得が十分でない在日6年以内の外国人生徒を対象に、海外帰国・外国人生徒等に係る県立高校特別枠入学者選抜を行っている。この制度を利用し、令和3年度も多くの外国人生徒が高校への入学を果たした。

高校入学後においても継続した日本語指導や学習支援が必要であるので、外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーを配置し、日本語指導や学習支援の充実を図

るとともに、令和3年度は、専門家による日本語指導、日本の社会文化や生活文化について学ぶ「日本語学習クラブ」を拠点校に開設し、実践を積み重ねた。令和4年度は、その成果を県内各高校に横展開し、より質の高い日本語指導と体制構築を目指している。さらに、NPO法人と連携した外国人生徒対象の進路セミナーの開催や社会経験豊富な就職実現コーディネーターの配置など、外国人生徒の就職支援やキャリアカウンセリングを行うことなど、高校卒業後の進路保障にも努めている。

このように本県では、就学前から義務教育、義務教育から高校教育、さらに高校卒業後へつながっていく一貫した取組を行い、外国人の子どもたちが自らの夢を育ていけるよう、関係課や関係機関が協働して支援を進めている。

## 2. オンライン日本語教育について

本県では、以前から外国人児童生徒の増加とともに、散在化・広域化が課題となっている。県教育委員会では、巡回相談員の増員を計画的に行い、市町では、日本語初期指導教室の開設や母語支援員の増員などを進めているが、指導を行える場所や指導員の人数には限りがある。日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数が増加し、散在化が進行している中で、在籍数の少ない学校において適切な日本語指導や適応指導のための十分な体制を確保することは厳しい状況である。また、南北に長い本県の地理的条件から、巡回相談員の派遣に片道2時間かかる場合もあり、巡回相談員の派遣が満足に行えないケースも生じる。さらには、昨今、感染拡大防止のため、日本語教室等において、対面指導を制限せざるを得ない状況も生じている。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、県内のどの地域の日本語指導が必要な児童生徒にも、質の高い日本語指導を行っていくための方策を模索する必要があり、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を見据え、オンラインによる日本語指導について検討を進めた。そして、国事業を受託した実績もあるNPO法人青少年自立支援センターに業務委託し、遠隔の日本語教育（対面とオンラインのハイブリッド）に取り組んでいる「ニコプロジェクト」による、オンライン日本語教育を実施していくこととした。

オンライン日本語教育では、来日したばかりの児童生徒を対象とした講座や、少し日本語を習得した児童生徒を対

象とした講座など、日本語レベルに合わせたクラスにオンラインで参加し、同時双方向の形式で行われる。日本語レベルが初期段階の児童生徒は、1日5時間の講座を連続20日間受講する。令和2年度に県内に参加希望を募った当初は、受講希望がなく、さらに広報を進める中で、ようやく数名が受講することとなった。実際に、受講した児童生徒や学校からは、とても分かりやすい授業であること、日本語をインプットするだけでなく、アウトプットする時間も多く、確実に日本語を習得していくことができることなど、肯定的な評価が寄せられた。そのような感想も含め、あらためて本取組について周知を図った令和3年度は、少しずつオンライン日本語教育が認知され、14名の児童生徒が利用することとなった。積極的な広報活動とともに、県内の各市町では令和3年度から1人1台端末と校内のWi-Fi環境が整備され、県内のいずれの学校においても、オンライン日本語教育が受講できる体制が整ったことも、受講希望が増加する一因となった。令和3年度に児童生徒が受講した学校からは、「積極的に日本語で話をするようになった」「以前は表情が冴えなかったが、とても明るくなった」という声があり、受講した児童生徒からは「続けて日本語指導を受けることができるので、とてもわかりやすかった」「同じぐらいの日本語レベルの子と受けるので、日本語を練習することが恥ずかしくない」など非常に良い反応であった。今後、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校がさらに広域になることが見込まれている、当該児童生徒の増加が見込まれ、さらなる散在化に対応していくために、これまで以上の取組が求められている。

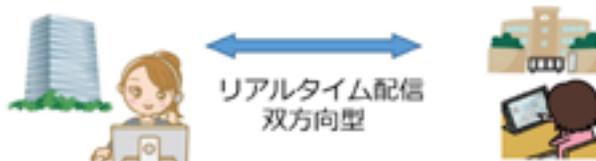
### 1. オンライン日本語教育とは？

外国にルーツを持つ子どものための日本語教育専門家による授業を日本語で学ぶためのサポートをオンラインで受けられる教育支援サービス。



### 2. オンライン日本語教育の仕組み（イメージ）

学校のパソコンルームや特別教室など、どこからでも日本語の授業を受けることができます。授業は、単に動画を視聴するだけの学習ではなく、「双方向型」で、先生と受講者が会話をしながら進めます。そのため、教室で受ける日本語教育と同じ形式の授業を受講できます。



### 3. 外国人児童生徒教育の体制構築に向けて

これまでの本県の取組は、集住地域の市町の取組を支援し、就学から日本語初期指導、学習支援、進路保障など様々な取組を進め、その成果を県内に普及するとともに、在籍数の少ない地域についても、就学状況や日本語指導等の状況を把握し、それぞれの状況に応じて巡回相談員を派遣するなど、県内全域の支援の充実を図ってきた。その結果、本県内の日本語指導が行われている小中学校の割合は、対象となる学校において、ほぼ100%であるものの、一人一人が、最適な学習支援を受けることができるよう、一層体制を充実させる必要がある。

令和4年度には、オンライン日本語教育を進めていくとともに、日本語指導が必要な児童生徒が、対面で日本語指導を受けることが最適な場合、オンライン日本語教育を受けることが最適な場合、他の生徒と授業に参加し日本語を学ぶことが最適な場合など、それぞれの状況に合わせて、日本語指導や学習支援等を行っていくことができるように、さらに取組を充実させていく。日本語初期指導教室が開設されている地域であっても、児童生徒が居住する場所から教室までの距離が離れており、通室できないこともある。その場合は、市町が雇用する母語支援員や県の巡回相談員等を派遣しているが、さらに散在化が進んだときに、対応できない状況も想定される。このため、初期日本語指導教室で行っている日本語指導を、離れた地域の学校に在籍している児童生徒にオンラインで提供することができるよう研究を進めることとしている。さらに、県内の他地域においても、十分な日本語指導を受けることができていない児童生徒をオンラインで繋ぐことができれば、県内全域で、質の高い日本語教育を受けることのできる仕組みが構築できると考えている。

### おわりに

「子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの『希望』であり『未来』です。教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな『未来』を創るという崇高な使命があります。」

これらは三重県の教育宣言の一文であり、「『夢を実現させていく力』、『社会を創っていく力』を身につけて欲しいと願い、子どもたちを信じ、『毎日が未来への分岐点』という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します」と締めくくっている。

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、教育施策を展開するにあたり見逃してはならないものがある。その一つに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が挙げられる。「誰一人取り残さない」社会の実現のため、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することが求められている。

現在の本県における外国人児童生徒教育の取組は、これまで県教育委員会、各市町、各小中学校、関係機関等、各方面の方々が、目の前の児童生徒が思い描く夢や希望に対し、どのような支援をすれば実現に向かうことができるかを共に考え、それを実行してきた結果と考えている。

今後も、各市町教育委員会や関係機関等と協力し、の外国人児童生徒教育をより一層充実させることで、日本語指導が必要な児童生徒が、より充実した学校生活を送り、自らの夢を育み、未来を切り拓いていくことができる力をつけていくことができるような取組を進めていきたい。



# 岐阜県における ICT環境整備とその活用

～「ふるさと教育」の探究的な学びから“未来を創る学び”へ～

## はじめに

岐阜県教育委員会では、岐阜県教育振興基本計画（第3次教育ビジョン：令和元年度～5年度の5年間）における2つの柱として『ふるさと教育の充実』と『ICT環境の整備と利活用の推進』を位置付けており、先行的なふるさと教育における探究的な学びの実践が、続くICT環境整備の方向性とその活用への示唆となったといえる。

### 1 ふるさと教育の充実

- 小・中・高校一貫したふるさと教育を推進
- 高校においては、ふるさとをテーマとした探究的な学びを推進

### 2 ICT環境の整備と利活用の推進

- 探究的な学びを推進するための基盤
- 教職員の働き方改革を推進

## 1. 県立高校におけるふるさと教育の実践

（～平成30年度）

まずこのふるさと教育について紹介したい。岐阜県のふるさと教育は小・中学校で学んだ地域に関する知識・理解をベースに、全県立高校を以下のI～IVの4つのグループに分け、それぞれ学校の特性や学校を取り巻く地域や環境に応じて、生徒自身が課題解決を図っていくものである。

《◆は具体的な実践例》

### I グローバルな視点で課題を探究する学校

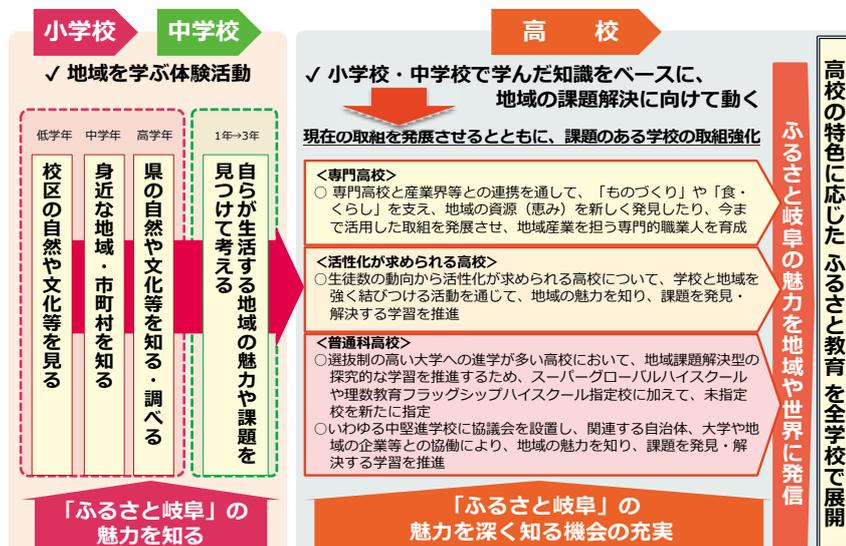
- ◆ 広く地域活性化を目指して5分野から生徒が選択、個人による課題研究【大垣北高校】
- ◆ 地域の自然環境に関する科学的研究と英語指導を併せた課題探究活動【多治見北高校】

### II 地域に密着した課題を探究する学校

- ◆ 観光客への地域の魅力発信を通じた地域課題探究活動【益田清風高校】

### 各教育段階に応じた

「小・中・高等学校一貫したふるさと教育～地域の魅力を知り、課題を発見・解決～」を推進



←【ふるさと教育の概念図】



高校生による地元地域でのオリジナル商品の販売

- ◆地域の希少生物の生態系に迫る科学的な探究活動  
【多治見高校】

### Ⅲ 地域とともに活性化する魅力ある学校

- ◆地域課題解決型学習に関する科目を学校独自で多数開講【東濃高校】
- ◆耕作放棄地再生による地域貢献とグローバルで質の高い農業教育の展開【恵那農業高校】

### Ⅳ 地域の企業等と連携した専門学校

- ◆地元企業の専門家による実践的な工業教育の展開【可児工業高校】
- ◆地元企業・商店と連携し商品開発から販売まで手掛ける商業教育の実践【大垣商業高校】

こうした先行的な実践によって、探究的な学びにおけるICT環境の重要性が明らかになってきた。例えば、地域活性化に向けてイベントを企画する場合、市民に周知するためのポスターをデザインしたり、集客予想をデータ分析するなど、ICT環境はあらゆる学びの基盤であり、特に探究的な学びにおける“道具”として不可欠であるという意識が、生徒や教員など学校現場にも醸成されていったといえる。

## 2. 岐阜県独自のICT環境整備スタート (令和元年度～令和2年度)

### (1) 令和元年度のICT環境整備

そうした流れを受けて、岐阜県では独自に令和元年度か

らICT環境整備をスタートさせた。まず、全県立学校の普通教室等に、「電子黒板機能付きプロジェクター」「書画カメラ」「Wi-Fi環境」「授業用タブレット端末」を配備し、黒板の「ホワイトボードへの張替」を実施した。並行して、こうしたICT環境の授業への活用を広めるために、県教委職員と5名の高校教員による『ICT活用に関するワーキンググループ』を結成し、整備したICT環境の使用法や活用事例を紹介した冊子を2種類作成して県立学校教員に配付するとともに、ICTを活用した公開授業を県内各地区で40コマ程度実施。教員が相互に授業参観することで、活用の浸透を図った。

### (2) 令和2年度のICT環境整備

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により学校休業から始まったが、岐阜県の県立学校では、こうした先んじたICT環境整備が奏功し、4月下旬から全県立学校でオンラインによる学習支援をスタートさせることができた。その後、オンライン会議室（最大900室）準備やLTEタブレット（1,100台）の貸し出しを順次行い、全ての児童生徒がオンライン学習支援を受信可能とした。

令和2年度後半には、国のコロナ臨時交付金などの活用によって、全ての県立高校及び特別支援学校の児童生徒約4万2千人に1人1台タブレット端末の配付が完了。これにより新型コロナウイルス感染症の拡大時だけでなく、災害等による臨時休業等の場合にも即座にオンライン学習支援に切り替えられる環境が整った。

#### 学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実



#### ←【ICT環境整備の考え方】



1人1台タブレット端末を活用した協働的な学び

### 3. 1人1台タブレット端末活用元年 (令和3年度)

#### (1) 定期的な学校訪問によって学校をサポート

そうして迎えた令和3年度を本県では「1人1台タブレット端末活用元年」と位置付けた。県教委事務局内に『ICT教育推進室（ICT教育企画係、研修係、情報基盤係で構成）』を新設。ICTに関する業務を一括して推進するとともに、県内各地区にICT推進担当指導主事等を配置し、定期的に学校訪問することで、学校の困り感に寄り添ったサポートができる体制を整えた。この学校訪問によるサポート内容は、ICT環境を活用した授業改善などの教科指導のみならず、タブレット端末の不具合対応など技術的サポート、場合によっては特定の教員にICT関連業務が集中しがちな校内体制の改善へのアドバイスなど、多岐に渡った。なお、各学校から受けた質問についてはQ&A集として集約し各学校へ提供・共有した。また、Microsoft Teams上に担当者が投稿できるコミュニティを設けたところ、担当者間の情報交換の場として盛んに活用されている。

後に詳しく述べるが、令和3年6月には、日本マイクロソフト社、慶應義塾大学SFC研究所、岐阜県教育委員会の三者で産学官連携協定を結び、これからの時代を生き抜く子どもたちに必要な「未来を創る学び」について共同研究を行ったり、校務のデジタル化による教員の働き方改革について研究を進めたことも、教員にとって大きな刺激となり、学校現場でのICT活用を加速させる一助となったと思われる。

#### (2) ICT活用に特化した教員研修の充実

ICT環境を最大限に活用するためには、一部の教員だけに偏らず、誰でも自由に使いこなせる全体のスキルアップも重要となる。そこで、タブレット端末や導入ソフトに対応した実技研修を充実させた他、1人1台タブレット端末を授業でより効果的に活用することを目指して、ファシリテーションや問題解決型学習といった“授業デザイン”に関する教員研修も実施し、教員のICT活用能力の底上げを図った。

##### ◎1人1台端末活用教員研修事業

【研修I】ファシリテーション、コーチング、メンタリング等（7回、講師：大学教授等）

【研修II】問題解決型学習の技法（5回、講師：大学教授、

ICT専門企業・団体講師等）

【研修III】個別最適化された学びの技法（6回、講師：大学教授、システム開発企業講師等）

なお、令和4年度は、DXという大きな社会変革に対応できるよう、先端技術等の教育への活用について学ぶ教員研修を実施予定である。

#### (3) ICT環境を活用した授業改善

学習支援ソフトのMetaMoJi Classroom（以下、MetaMoJi）やMicrosoft 365 educationのアカウントを県で一括して調達し、県立高校の全生徒等に付与することで、それらを活用した学びが、各学校で積極的に展開されているのも本県の特徴である。

MetaMoJiは、学習課題やプリントの配付・回収だけでなく、生徒がグループで行った探究的な学びの成果を一つの作品にまとめ、その過程を教員がリアルタイムで確認し、生徒の学習状況に応じた指導ができるなど、協働的な学びを県全体に広げる推進力となる。そこで、ICT推進担当指導主事等の学校訪問を通して、MetaMoJiを活用した優れた事例を収集し、それらを小冊子「MetaMoJi 虎の巻」として取りまとめた。MetaMoJiの基本的な活用法からソフトの機能をフルに活用した授業事例まで幅広いニーズに応える内容となっており、学校現場の先生方には非常に好評な手引書となっている。

さらに、このようにICTを活用した学びを大きく進めることができた背景として、ローカルブレイクアウトなど、ネットワーク環境の充実も並行して進めたことも、本県として特記すべき事項である。また、普通教室等に一体型ステレオスピーカーを設置するなど、授業においてデジタル教材を積極的に活用できる教室環境の整備に配慮したことも付記したい。

その他、小・中学校においては、国の事業に参加して、教科学習 Web システムのスタディ・ログをAI等で分析して授業改善に反映し、また統合型校務支援システムと連動させて教材準備等の効率化を図るなど、先端技術を活用した学びに取り組んだ。

#### (4) 産学官連携による“未来を創る学び”の模索

一方で、大きく変動する情報社会の中で、子どもたちに身に付けさせるべき力とは何か、学びそのもののあるべき

姿を模索する必要性も浮き彫りになった。そこで、先述の産学官連携協定に基づくサポートを受け、「未来を創る学び」共同研究を行った。「未来を創る学び」とは、複雑性、不確実性、多様性が増す Society5.0 の時代において求められる「正解のない課題に対して、他者とともに見出していく力を身に付けること」と位置付け、そういった学びを教員自身が体験することも目的とした。

この共同研究では、自ら志望した参加教員等 47 名が、学校種、教科の垣根を超えてグループを編成し、グループごとにテーマを設定し、Microsoft Teams 上でのオンライン討論、投稿、各校での教育実践などにより研究を推進した。本年2月の成果発表の際には、指導に当たった鈴木寛教授（慶應義塾大学SFC研究所）から「ほぼオンラインのみの研究交流によって、大学の研究レベルをも超えるような研究活動がなされたことは特筆すべきこと。学校現場で活躍しておられる先生方の研究であることにも意義がある。これほど内容が充実した、知的に楽しい成果発表会は経験したことがない。」という評価をいただくことができた。今後、成果を広く共有していきたいと考えている。

◎ 「未来を創る学び」共同研究事業  
各グループのテーマ（一部のみ）

グループのテーマ	キーワード
Teams 協働×共同研究の可能性とその評価	Teams を通じた協働、評価・フィードバック、教員研修 等
未知のものへのわくわく感のある授業について	好奇心、アウトプット、新しい課題の発見 等
岐阜県の理想の教師像～未来の岐阜県教員を増やすために今できること～	理想の教員像（現職教員、高校生）、教職の魅力、未来の教職志望者
学びの本質、楽しさとは何か～ICTによる異校種交流授業を通して～	特別支援教育、インクルーシブ教育、主体性等

(5) 校務のデジタル化による働き方改革の推進

学びとは別の視点として、本県では、校務のデジタル化による働き方改革にも取り組んだ。先述の連携協定に基づく各種サポートを受けながら、7つの県立学校をモデル校として指定し、保護者からの欠席連絡のデジタル化、会議のオンライン化やペーパーレス化など、クラウドサービス（Microsoft Teams）等のICTプラットフォームの活用

による教員の働き方改革の研究を推進した。モデル校の取組は、「実践事例集」として取りまとめるとともに、モデル校担当者がアプリ等の操作方法を直接説明する「オンラインデモ」を開催し、県内に共有したところである。

◎ 校務のデジタル化と働き方改革事業  
モデル校の取組（一部のみ）

- アンケートのデジタル化（MS Forms の活用）
- 欠席連絡のデジタル化（電話当番の廃止）
- 健康チェックカード（教員）のデジタル化
- 三者懇談日程調整のデジタル化（MS Bookings の活用）

また、市町村立学校における事務の効率化のため、県が共同調達した統合型校務支援システムを、参加可能な自治体が共同利用する試みを開始している。将来的な高校入試出願手続きのオンライン化を見据え、調査書デジタルデータ等に関する中学校・高校間の連携、国の感染症サーベランスシステムとの連携など、システム運用の改善に随時取り組むとともに、市町村が参加する業務改善委員会を定期的に開催して市町村の働き方改革もサポートしている。

おわりに

1人1台タブレット端末が子どもたちに行き渡るなどICT環境が整ったことにより、子どもたちの学びの姿が大きく変わり始めている。一方で、対話やコミュニケーションを中心とした従来の学びのスタイルも、これまでと同様に重要であることは何ら変わりがない、というのが我々の現段階の考え方である。対話やコミュニケーションとICT環境をうまく組み合わせた「岐阜県の新しい学び」の実現を目指したい。また、ICTによる校務のデジタル化等により教員の業務が効率化・簡素化されれば、教員は子どもたちと対話するための時間をより多くとることができる。同時に、教員同士の対話も増え、例えば「こうしたら授業がうまくいった!」というような事例を、教員間でよりきめ細かに共有することもできる。

ICT環境の活用が進むことにより、学校は子どもたちだけでなく教員にとっても、さらに魅力溢れる居場所となれるのではないかと。それによって、「一人残らず子どもたち

の命と心を守り、子どもたちの希望や未来を育てていく』と考えている。  
 岐阜県の追い求める教育の姿を具現化できるのではないかと

**【参考資料】 ICT環境の活用に関する全県立高校生徒へのアンケート結果にみる “学びの変化”**

項目	R3年2月	→	R4年1月	
授業の進め方が変わった	70%	→	80%	(+10 ポイント)
学習内容の理解が高まる	57%	→	66%	(+9 ポイント)
自分の考えや意見を表現できる	36%	→	52%	(+16 ポイント)
教え合いや学び合いができる	43%	→	55%	(+12 ポイント)



プロジェクター(電子黒板)等ICT機器の活用



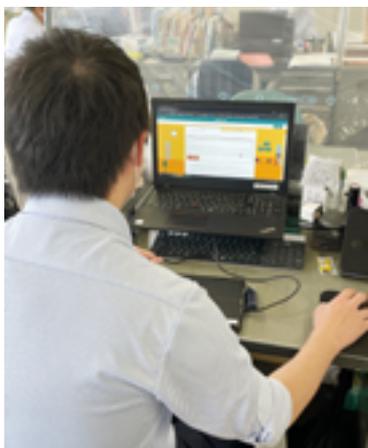
専門学科の実習でのタブレット活用(農業科)



オンライン学習支援を行う際の  
教師側からの配信の様子



図書館で調べものにもタブレット活用



アンケートも全てオンラインで  
生徒へ直接配信



画面を共有しての生徒による  
プレゼンテーション(情報科)

# 石川県における 教職員の多忙化改善に向けた これまでの取組(H29-R2)と今後について

## 1 はじめに

多忙化により、教職員は心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことができなくなる。さらには、教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になり、ひいては、本県の高い教育水準の低下につながるものが危惧される。

このため、本県では、まず、教職員の多忙化の実態を把握する必要があると考え、平成29年4月から教職員勤務時間調査を悉皆で実施したところ、いわゆる「過労死ライン」とされる時間外勤務時間が月80時間を超える教職員が多数おり、多忙な勤務状況が明らかになった。

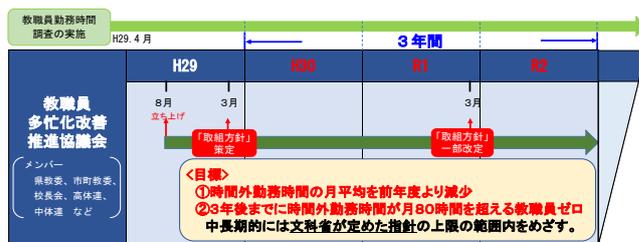
## 2 主な取組

### (1) 「教職員多忙化改善推進協議会」の立ち上げと

#### 「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」の策定

平成29年8月、県教委、市町教委、校長会、高体連、中体連などの代表者をメンバーとする「教職員多忙化改善推進協議会」を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ねた。平成30年3月に、「時間外勤務時間の月平均を前年度より減少させる」「3年間で月80時間を超える教職員ゼロを目指す」ことを達成目標とする「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、同年4月より、学校現場、教育委員会などが足並みを揃えて多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

以後、協議会において、取組の進捗や課題について協議を重ねる中、取組3年目に向けて見直しが必要ではないかということで、令和2年3月、取組方針を改定し、具体的取組内容の充実を図るとともに国の指針を踏まえ、時間外勤務時間の上限を月45時間、年間360時間とする中長期的な目標を付加した。



※ 教職員勤務時間調査の集計結果の詳細については、石川県教育委員会教職員課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/kinmujikantyouusa.html>

### (2) 県教育委員会、市町教育委員会における主な取組

- 取組 その1** モデル校(小学校3校、中学校3校、高校3校)を指定し、「業務改善取組事例集1～3」を作成して、他校へ普及
- 取組 その2** スクール・サポート・スタッフの配置(R2年6月補正でコロナ対策として全校配置)
- 取組 その3** 部活動指導員の配置
- 取組 その4** 多忙化改善に向けた取組のリーフレットを作成し、保護者や地域の方々の理解と協力を求める。

#### ① 取組 その1 「多忙化改善実践推進校」の指定と「業務改善取組事例集1～3」の作成

「多忙化改善実践推進校」の指定については、小学校、中学校、高等学校それぞれ3校ずつ指定し、3年間にわたって率先垂範した取組を研究してもらった。また、教職員を対象として「多忙化改善のための実践事例及び取組提案」を募集し、4,700件を超える提案や推進校の取組の中から好事例を「業務改善取組事例集1～3」に盛り込み、県内の学校に配布して多忙化改善の取組の参考にしている。



② **取組 その1**「多忙化改善実践推進校研究協議会」の開催  
 実践推進校の取組等の情報交換の場に、アドバイザーを招聘し、市町教育委員会等も同席する形で、横展開を図った。

③ **取組 その2 その3**外部人材の活用  
 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置を国の補助事業を活用して順次拡充する。

④ **取組 その4**リーフレットの作成  
 多忙化改善に向けた取組について、リーフレットを15万部ずつ作成し、保護者や地域の方々に配布し、理解と協力を求めた。



### (3) 学校現場における県内一斉の主な取組

- 取組 その1** 月2回以上の「定時退校日」を全校で設定
- 取組 その2** 「最終退校時刻」の目標を全校で設定
- 取組 その3** 夏季休業中の「学校閉庁日」の設定
- 取組 その4** 部活動休業日は原則として週2日以上、平日1日と土曜または日曜に設定  
1日の活動時間を平日は2時間程度、休日は3時間程度に設定

「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」に基づき、県内全ての学校で、上記の4つの統一的な取組を中心に行なった。

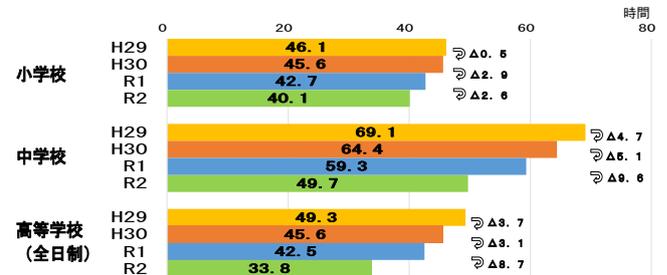
なお、学校ごとに設定している「最終退校時刻」の目標について、各学校の実態に応じてできる限り前倒しに努める。

また、夏季休業期間の旧盆を含む1週間を県内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、本ウィーク中に各教育委員会または学校ごとに、連続する4日間以上の学校閉庁日を設けている。

## 3 取組結果

### (1) 「教職員勤務時間調査」について

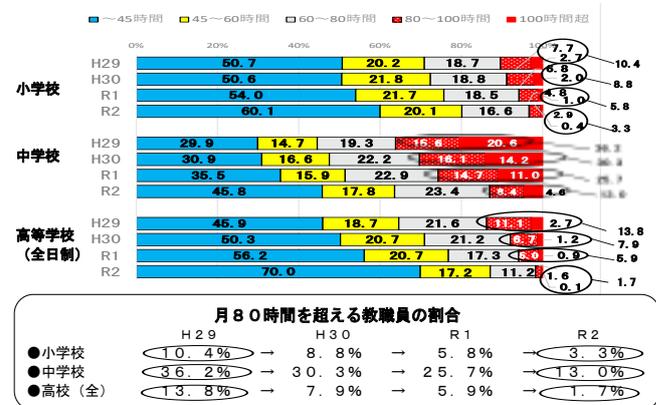
#### ① 時間外勤務時間の校種別月平均の年度比較



時間外勤務時間の校種別月平均の年度比較については、小・中・高いずれの校種においても、取組前の平成29年度から令和2年度まで3年連続で減少した。

小学校は、取組前の平成29年度が46.1時間に対して、令和2年度は40.1時間、同様に、中学校は、69.1時間に対して49.7時間、高等学校は49.3時間に対して33.8時間へと減少した。

#### ② 時間外勤務時間の校種別人数分布の年度比較



「教職員の時間外勤務時間 月80時間を超える教職員の割合」についても、取組前と比べて、取組後の3年間で、小学校は、10.4%から3.3%、中学校は、36.2%から13.0%、高等学校は13.8%から1.7%となり、小・中・高いずれの校種においても3年連続で減少してきている。

### (2) 「多忙化改善に関する教職員の意識調査」について

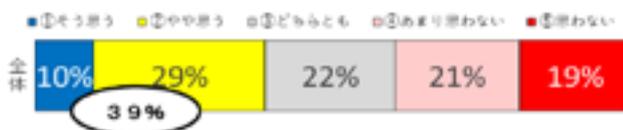
これまでの3年間の取組を総括するにあたり、具体的な数値の分析に加え、令和3年6月に「多忙化改善に関する意識調査」を実施した。

調査対象として県内公立小学校、中学校、高等学校、

特別支援学校88校を抽出し、当該校の教職員、合計2,615名から回答を得た。

①学校ごとの「定時退校日」の設定は、約4割の教職員が時間外勤務の縮減に効果があると感じている。

「定時退校日」の設定は効果があったか。



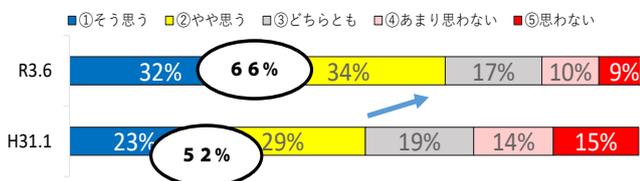
②学校ごとの「最終退校時刻」の目標設定は、4割以上の教職員が時間外勤務の縮減に効果があると感じている。

「最終退校時刻」の設定は効果があったか。



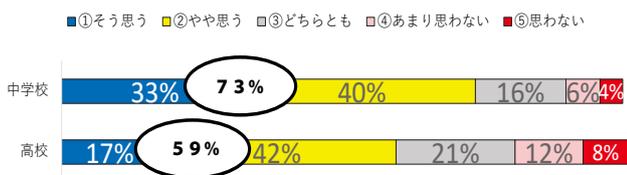
③夏季休業中の「学校閉庁日」の設定は、6割以上の教職員が多忙感の改善等に効果があると感じている。

夏季休業中の「学校閉庁日」の設定は効果があったか



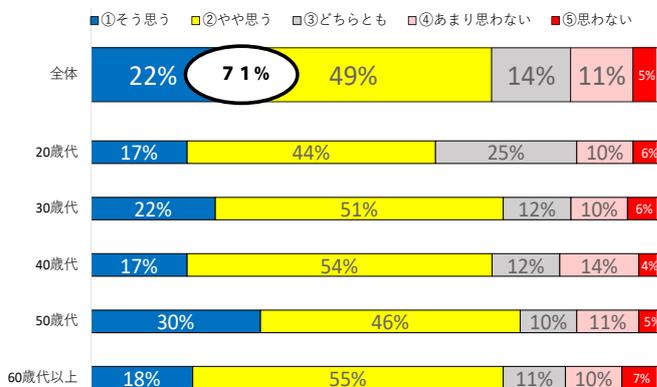
④部活動の「休養日や活動時間」の設定は、中学校で7割以上、高等学校で約6割の教職員が効果があると感じている。

部活動の「休養日や活動時間」の設定は効果があったか



⑤この3年間の取組の中で、7割以上の教職員が働き方についての意識変化があったと感じている。

この3年間で、自身の働き方に意識変化があったか



○ 30歳代以上はどの年代においても、7割以上の教職員が意識の変化があったと感じており、20歳代でも6割以上が変化があったと感じている。

○ 変化があったと答えた教職員の中で、変化の内容として多かった項目は、

- ・見通しをもって取り組む
  - ・業務を精選する
  - ・終わりの時間を決めて取り組む
- などであった

## 4 3年間の取組の総括と今後

令和3年8月に12回目の多忙化改善推進協議会を開催し「3年間の取組の総括」を行った。

時間外勤務時間の減少や教職員の意識変化があったことから、成果は確実に現れたと考えている。

その一方で、月80時間を超える教職員はゼロとなっていないことや、「多忙化改善に関する教職員の意識調査」の自由記述からは、多忙化改善を進める余地がまだあるとの教職員の意見も多いことから、今後の方針として、国による定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、これまでの3年間の取組を後退させることなく、深掘りした取組を進めていくこととした。また、今後の目標として、月80時間を超える教職員ゼロを目指すとともに、文部科学省が定めた指針の上限時間、1か月45時間、1年間360時間以内を目指すこととした。

## I 「多忙化改善に向けた取組方針」を今後も着実に推進し、

例えば以下の点について、深掘りした取組を進めていく。

- (例) 1. GIGAスクール構想が令和3年4月にスタートした中、授業や校務のICT化を積極的に進める。
2. 令和2年度来のコロナ禍での対応を今後の多忙化改善に生かす。  
⇒ 不要な会議や行事の廃止、会議や研修の実施にあたっては、可能なものは集合型ではなくリモートで実施するなど、工夫を図る。
3. 若手教員早期育成プログラムによるサポート体制の一層の充実
4. 教員数・生徒数を踏まえた部活動の精選及び部活動指導員の積極的な活用に加え、部活動の地域移行に向けた実践研究  
⇒ 国が方針を示した「休日の部活動の段階的な地域移行」に向けた実践研究（R3 2市町で実施中）を一層進めていく。
5. 学校現場の業務縮減に向けた教育委員会の取組を更に進める。

(R4予算措置)

外部人材等の  
更なる活用

【継】 希望する全ての学校にスクール・サポート・スタッフを配置

【拡】 部活動指導員の積極的な活用

【新】 県立学校にICT支援員を配置

【新】 県立全日制高等学校に採点業務省力化ソフトを導入

## II 引き続き、国に対して定数改善計画の策定を要望していく。

そのためには、例えば、授業や校務のICT化を積極的に進めるなど「多忙化改善に向けた取組方針」を今後も着実に推進していくこととした。

また、県教委では、令和4年度予算措置による「外部人材等の更なる活用」として、希望するすべての学校への教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を継続、部活動指導員の配置を拡充、県立学校にIT企業の退職人材等を活用して、情報通信技術支援員（ICT支援員）を新たに配置、県立全日制高等学校にデジタル採点システムを導入することとしている。

また、令和3年度以降も、教職員勤務時間調査を継続するとともに、「多忙化改善推進協議会」を定期的を開催し、関係者で取組状況を共有しながら、一層の改善につなげていくこととしている。

本県の取組の詳細は、令和4年3月 石川県教育委員会 発行「教職員の多忙化改善に向けた3年間の取組 平成30年度～令和2年度 報告書」参照。（石川県教育委員会教職員課ホームページをご覧ください。）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/koumukaizenrifuretto.html>

## 教育委員会関係事業の開催予定について

### 初等中等教育企画課

初等中等教育企画課では、令和4年度におきまして、次の教育委員会関係の事業を開催予定です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、事業の中止、オンライン開催への変更又は延期等の措置を取る場合は、できるだけ速やかに該当の教育委員会へお知らせします。

#### (1) 地方教育行政功労者表彰式（文部科学大臣表彰）

●令和4年10月27日（木）文部科学省（東京都千代田区）（予定）

**【概要】 目的** 地方教育行政においてその功労が特に顕著な教育委員会の教育長、教育委員について、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資する。

**内容** 表彰式／表彰状伝達／記念講演

#### (2) 市町村教育委員会研究協議会（開催地都道府県教育委員会と共催）

●第1ブロック 令和4年11月10日（木）・11日（金）群馬県前橋市内（予定）

●第2ブロック 令和4年10月31日（月）・11月1日（火）長崎県長崎市内（予定）

**【概要】 目的** 各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等を行うこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資する。

**対象** 市（指定都市、特別区を含む。）町村教育委員会（地方公共団体の組合に置かれる教育委員会も含む。）の教育長、教育委員、事務局職員等

**内容** 重点事項説明（文部科学省）／講演／パネルディスカッション／事例発表／研究協議

#### (3) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

●令和5年1月20日（金）オンライン開催

**【概要】 目的** 教育及び教育行政全般について、都道府県及び指定都市教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

**対象** 都道府県又は指定都市教育委員会の教育委員

**内容** 職務内容等に関する行政説明／研究協議（予定）

#### (4) 市町村教育委員研究協議会

●第1回 令和4年7月28日（木）オンライン開催

●第2回 令和4年9月8日（木）オンライン開催

●第3回 令和4年12月23日（金）兵庫県神戸市（予定）

●第4回 令和5年2月10日（金）文部科学省（東京都千代田区）（予定）

**【概要】 目的** 教育及び教育行政全般について、市町村教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

**対象** 市（政令指定都市を除く）区町村教育委員会の教育長及び教育委員

**内容** 職務内容等に関する講義／研究協議

**【お問い合わせ】** 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

**【電話】** 03-6734-4676

# ひとりごと

## 学校生活を終えて、今

「学校」という場所と私の人生は、切っても切り離せない関係にある。私は学校から外面的なことだけでなく、内面的なことも得ることができた。学校生活は私の人生のルーツだ。

私は中学校三年生の時、部活動の部長、学級委員長を務めその上受験勉強などで毎日がとても忙しく悩みを抱えていた。そんな時、私を支えてくれたのは担任の先生やいつもそばにいてくれた仲間だった。誰にも相談できずにいた時、先生や仲間から声をかけてもらいすごく嬉しくて泣きそうになったのを覚えている。私の全てを受け入れてくれるから大丈夫だと思い、自然と言葉が出てきた。自分の話を聞いてくれる人がいてくれたことに幸せを感じ、自分も支えてくれた先生や仲間のように人を助けられるような人になりたいと思ったのを覚えている。

大学生の時には小学校へ教育実習に行った。四週間の実習期間中、一日一日が学ぶことばかりだった。その中で最も印象に残ったことは「子どもたちの力」だ。音楽の授業ではリコーダーの練習が始まったばかりだったので、吹ける子とそうでない子の差が大きく、授業がなかなか進まなかった。時にはマンツーマンで指導していくうちに、どんどん上達していることに気づいた。子どもたちの力は素晴らしかった。その力をどう伸ばすのかが、教師の責務なのだと思った。また教師という職業は人に教えるだけでなく、自分が教える以上に自分自身が学ぶことがある仕事だということを実感した。また自分の学ぶ姿勢があるほど、子どもたちの学ぼうという姿勢が強く表れると感じた。実習を終えた後の満足感や充実感は、今まで体験したことのないくらい大きかった。教育実習で過ごした日々は私の宝物だ。

そして現在。今年度から文部科学省へ研修生として赴任した。教育行政を通じて再び学校に携われること、大変光栄に思っている。これから文部科学省で過ごす時間は多くの時間を占めていく。プライベートも大事だが、仕事の時間をいかに過ごすかもよく考えていきたい。研鑽を積み、自分の可能性を高め良い経験ができるようにしたいと考えている。

(A・Y)

---

---

## あとがき

■ 特集は、令和4年度の教育行政の指針となる「今年度の重要施策と課題」です。初等中等教育局関係、総合教育政策局関係、大臣官房文教施設企画・防災部関係、大臣官房国際課・国際統括官関係、スポーツ庁関係、文化庁関係などの領域について掲載しています。各施策の推進に当たり、引き続き各教育委員会の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、三重県教育委員会と岐阜県教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取組をご覧ください。

■ シリーズ「学校における働き方改革」は石川県教育委員会の教職員の多忙化改善に向けたこれまでの取組と今後について紹介しています。

■ お知らせは、「教育委員会関係事業の開催予定について」です。

■ 令和4年度がスタートしました。新しく採用された方、職場を変わられた方、職場は変わらずとも新しい仕事を担当されることになられた方など、環境が変わり不安も多いかと思いますが、新しい文化・考え方に出会うチャンスでもあるのではないのでしょうか。

教育委員会月報も、今月号から新メンバーでの発行となりました。引き続き、お読みくださる皆様へ有用な情報をお届けできるよう一層精進してまいります。

今年度もよろしくお願いいたします。

---

---

「教育委員会月報 令和4年4月号 No.870」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省